

建産連 ニュース

'17/1
No. 151



「写真提供：独立行政法人造幣局さいたま支局総務課」

表紙の写真：

(上の写真)「圧印機のモニュメント」

(下の写真)「造幣さいたま博物館庁舎工場棟及び博物館棟」

建産連ニュース・目 次

◆年頭のごあいさつ	建設産業団体連合会会長、県知事、さいたま市長、関東地方整備局長	2
◆会員団体長の年頭抱負		6
◆行政情報		
1. 建設業における社会保険未加入対策	14	
2. 造幣局さいたま支局の開局について	23	
3. 建設業における労働災害の撲滅を	27	
◆県内プロジェクト紹介		
1. 埼玉県立小児医療センター新病院の移転について	32	
◆担い手確保・育成コーナー		
1. 女性技術者による現場見学会について	34	
2. 『埼玉の建設産業』ポスター・絵画コンクール表彰式を実施	36	
3. 建設産業担い手確保・育成ネットワーク事業について	37	
4. 刑務所出所者等の雇用を検討されている事業主の方に	38	
5. 「魅力ある職場づくり」で生産性向上と人材確保	40	
6. ワンポイント講座（総合評価方式・工事成績アップ）	44	
7. ワンポイント講座（ものづくり大学から）	48	
8. 講習会のご案内	49	
◆県内経済の動き		
1. 県内の公共工事等の動き	50	
◆建産連だより		
1. 連合会の動き	52	
2. 連合会日誌	52	
◆会員だより		
1. 会員からのお知らせ	53	
2. 女性からの一言	54	
◆編集後記		55



年頭あいさつ

将来の優れた担い手の確保・ 育成に向けて

一般社団法人 埼玉県建設産業団体連合会

会長 古郡一成



新年明けましておめでとうございます。皆様方には、平成29年の新春をお健やかにお迎えのことと、心からお慶び申し上げます。

平素、当連合会にお寄せ頂いております皆様方の温かいご支援、ご協力に対しまして、厚くお礼申し上げます。

さて、最近の建設産業を取り巻く環境は、労務単価の引上げや歩切りの廃止など、環境改善に向けた動きも見られ、多少、明るい兆しも見えておりますが、建設投資の大幅な減少や価格競争の激化による安値受注など、依然として厳しい環境に置かれております。

さらに、建設労働者の急速な高齢化や若手入職者の減少等も加わり、このままでは、建設産業の担い手が不足し、地域の建設産業が果たしてきた地域の安全・安心の守り手としての重要な役割が果せなくなることが懸念されております。

このような中で、昨年を振り返りますと、4月には熊本県地方で震度7の大規模地震が発生し、その後も、鳥取県や福島県沖でも大規模な地震が発生し、道路の損壊や建物の倒壊等甚大な被害をもたらしました。

さらに、連続した台風の接近や局地的な大雨等により、全国各地で大規模な土砂崩れや洪水等による甚大な被害が多発しております。

我々地域の建設産業は、地域の基幹産業として、後世に残る良質な社会資本の整備とともに、地震や洪水などの災害時には地域住民の安全・安心を先頭に立って確保するという重要な役割を担っております。

そのためには、仕事量の安定的な確保、工事の施工時期の平準化、建設労働者の待遇改善等の課題について、建設業界としてしっかりと受け止め、改善に向けて取り組んでいかなければならないと考えております。

そこで、昨年3月に当連合会が事務局となり「埼玉県建設産業担い手確保・育成ネットワーク」を設立し、建設産業団体が一体となって、入職促進のための広報活動や職場定着のための新入社員研修、女性活躍のための現場見学会等の事業に取り組んでおります。

今年も、産・官・学との連携をより密にして、あらゆる手段を模索し、県民の皆様の期待に応える技術力の向上や将来の優れた担い手の確保・育成に向けて全力を傾注していく所存でありますので、なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、皆様方のご健勝とご多幸、ご繁栄を祈念いたしまして年頭のご挨拶といたします。

「新しい時代の幕開け」



埼玉県知事 上田清司

明けましておめでとうございます。一般社団法人埼玉県建設産業団体連合会の皆様には健やかに平成29年の新春をお迎えのこととお喜び申し上げます。

昨年のリオデジャネイロオリンピック・パラリンピックでは、本県ゆかりの選手が大活躍でした。選手の皆さんに大きな感動と勇気をいただきました。

2019年にはラグビーのワールドカップ大会が、2020年には東京オリンピック・パラリンピックが本県でも開催されます。両大会がすばらしい大会になるように、しっかりと準備を整えてまいります。

さて、埼玉県の勢いには、ここ10年、目を見張るものがあります。

圏央道の県内区間全線開通や、北陸新幹線、北海道新幹線の開業で交通アクセスが飛躍的に向上し、本県の立地優位性は大いに高まっています。

このように、埼玉県は著しい成長を遂げておますが、今後は今まで経験したことのない局面を迎える。団塊の世代が75歳以上となる2025年にかけては、急激に高齢化が進むとともに、生産年齢人口の減少による社会の活力の低下が懸念されています。

誰もが将来に希望を持ち、生き生きと活躍できる社会を築くため、更に知恵を絞り工夫をしなくてはなりません。

埼玉県は、本質を突いた施策の展開で国を動かしてきました。

埼玉県が始めた生活保護世帯の子供の学習支援や糖尿病重症化予防対策は国を動かしました。国全体では難しいことでも、地方があえて踏み込み、国全体の成果につなげることができるのです。

工夫できることは、まだまだあります。

生産年齢人口が減少する中では、社会の担い手としてシニアや女性の社会参画が重要です。

元気な高齢者が社会の担い手として活躍することを目指す「シニア革命」も本格化しています。また、シニア革命を支える「健康長寿埼玉プロジェクト」も全県で展開しているところです。

女性の社会参画を進める「埼玉版ウーマノミクスプロジェクト」は、全国に知られてきました。

さらに、マグネシウム蓄電池などその成果が出つつある「先端産業創造プロジェクト」も力強く進めています。医療イノベーションなどの重点5分野は、日本の産業の課題解決に高いポテンシャルを秘めています。様々な機関との連携を深化させ、実用化、製品化開発を促進していきます。

また、日本の将来に関わる少子化対策にも力を入れて取り組みたいと思っています。

日本は今、様々な課題を抱えています。私は、今後も時代の本質を考え、その解決に向け全国をリードしていきたいと考えています。

今年も県政への御理解と御協力を願い申し上げます。

選ばれる都市を目指して



さいたま市長 清水勇人

明けましておめでとうございます。皆様にはお健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。迎えた新年、さいたま市では28年ぶりの開催となる第8回世界盆栽大会が開催されます。この大会の名誉総裁には、光栄にも秋篠宮文仁親王殿下にご就任をいただきました。自然の摂理と人知が融合した芸術であり、本市を代表する伝統産業でもある大宮盆栽を、この機会に世界に向けてさらに高らかに発信していきたいと考えています。

昨年は3月に北海道新幹線が開業し、本市はついに北の大地とも結ばれました。同時期に国が決定した首都圏広域地方計画では、本市は東日本の玄関口であり、東日本のヒト・モノ・情報などが最初に対流する拠点とも位置付けられました。また、首都直下地震の際には、首都圏機能をバックアップする役割も期待されています。

東日本連携・創生フォーラムや、大宮駅グランドセントラルステーション化構想の推進によって、東日本の各都市との結びつきをさらに強め、産業や観光の面での本市の魅力を高めてまいりたいと考えています。

本市の人口は今や128万人を突破しました。一方で、遠からず人口のピークを迎え、異次元の高齢化が進展することも予想されています。

こうした時代にあって、市民の皆さんがいつまでも健康で充実した生活を送り、活力ある地域と強い産業力を醸成していくことは、さいたま市の将来にとってたいへん重要な課題です。

昨年実施した市民意識調査では、さいたま市を住みやすいと感じる市民の割合は、過去最高の83.2%を記録しました。また、日本総合研究所がまとめた政令指定都市の幸福度ランキングで、本市は全国20政令指定都市のうち、幸福度1位の評価をいただくことができました。これらの高い評価は、日頃から、地域コミュニティを支え、地域の安心安全のために活動されている多くの市民の皆様、さまざまな団体の皆様のおかげです。心から感謝申し上げます。

これからは、さいたま市の災害への強さや、教育、環境、健康といったよさや強みを活かしたまちづくりを通じて、人と人、世代と世代を結びつけ、市民から選ばれ、子どもが輝くさいたま市を目指します。また、東日本連携の推進や産業力の強化によって、ビジネスとビジネスを結びつけ、企業からも選ばれるさいたま市を目指します。

市民の皆様の力の結集なくして、これらることは実現しません。どうか本年も、さいたま市がさらに前進し、飛躍していくために、皆様のお力添えをよろしくお願い申し上げます。

結びに、新年が皆様にとって幸多い一年となることを心から祈念し、新年のあいさつとさせていただきます。

年頭所感



国土交通省 関東地方整備局長 大 西 亘

平成29年の新春を迎え、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

埼玉県建設産業団体連合会会員の皆様におかれましては、日頃よりインフラ整備を通じた地域の発展にご協力頂くとともに、災害発生時においては復旧活動を行い、地域の安全・安心を確保するためにご尽力頂き有り難うございます。

年頭にあたり、安全・安心で活力ある地域づくりのため、以下の3つの課題に重点的に取組んでいかなければならぬと認識しています。

一つ目は社会資本の整備です。移動時間の短縮等による生産性向上効果や国際コンテナ戦略港湾の機能強化による国際競争力を高める効果などのストック効果に目を向け、社会資本の整備を進めます。例えば、圏央道については、2月26日に茨城県内の境古河IC～つくば中央ICが開通し、約300kmのうち9割の約270kmが繋がります。開通により、成田空港から湘南まで都心を経由せずに直結されます。圏央道の沿線に立地する企業では生産性が向上しており、開通により、さらに加速することが期待されます。

二つ目は防災・減災対策です。関東地方整備局におきましては、首都圏の洪水の軽減や安定的な水資源の確保等に寄与する八ヶ場ダム建設事業の着実な推進を図るとともに、一昨年の関東・東北豪雨を踏まえ、洪水による氾濫が発生することを前提として、社会全体でこれに備える「水防災意識社会の再構築」を図るための取り組みを強力に推進します。また、切迫する首都直下地震に対して、発災直後から48時間以内に上下各1車線を確保すべく、道路啓開を進行する首都直下道路啓開計画を策定しており、安全・安心な社会の実現を図ってまいります。

三つ目は建設産業へのサポートです。“地域インフラ”とも言える建設業には、防災・減災対策、インフラ整備など活力ある地域づくりのための重要な役割が期待されています。しかし、建設技能労働者が高齢化等により退職し、10年後には現在と同水準の生産性を確保できないおそれがあります。このため、関東地方整備局では昨年9月に策定した“地域インフラ”サポートプランに基づき、10年先を見据え、新たな担い手の確保や、i-Constructionの推進により、建設産業全体の生産性向上を図る取組を支援してまいります。

皆様方のご支援ご協力を改めてお願ひいたしますとともに、今年の皆様方のご活躍を祈念し、年頭の挨拶とさせていただきます。



経営に安定化と持続性を 確かなものとするために

一般社団法人 埼玉県建設業協会

会長 星野 博之

新年明けましておめでとうございます。

皆様には、新年を健やかにお迎えのこととお慶び申し上げます。

さて、昨年は、4月の熊本地震、8月の台風8、9号の上陸などにより、各地で甚大な被害が発生しました。

県内でも8月の台風により、県西部地域で河川が氾濫し、床上浸水などの被害が発生しました。この際には、会員企業が協力して防災活動を行ったところです。

建設業界に目を向けてみると、国の公共事業当初予算は4年連続で増加し、民間も合わせた建設投資も4年連続で50兆円を超えるなど、経営環境に改善の兆しが見えてきた1年でした。

しかし、東京と地方、大手と中小との格差は拡大しており、地方の建設業は依然として厳しい状況にあります。

また、今後、大量の離職者が生じると予測される一方で、若年者の入職・定着は低迷しており、近い将来の担い手不足が懸念されております。

こうした状況から、担い手の育成・確保を目

的とした改正品確法及び運用指針の徹底のため、様々な対策が実施された1年でもありました。

その結果、歩切りの根絶など一定の成果はあったものの、施工時期の平準化や適切な設計変更などの課題が残っております。

今年に目を向けてみると、平成29年度の建設投資は5年連続で50兆円を超え、堅調な状況が続くものと予想されております。

改正品確法の施行以降、社会資本の整備だけでなく、災害時には真っ先に復旧活動を行う建設業の重要性が改めて認識され、国民にも浸透しつつある今こそ、建設業が将来にわたって発展する産業に生まれ変わるチャンスであると考えております。

このため協会では、今年も、会員企業をはじめ、地域建設業の経営の安定化と持続性を一層確かなものとするため、公共事業予算の継続的な増額確保、改正品確法の発注機関への徹底、入札・契約制度の改善などについて、あらゆる機会を通じて関係機関に働きかけてまいります。

皆様には、協会の活動に引き続き御理解、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本年が皆様にとりまして実り多い年となりますようご祈念申し上げ、年頭のご挨拶といたします。

新年のご挨拶

一般社団法人 埼玉県電業協会

会長 岡村一巳

謹んで新春のご挨拶を申し上げます。また、日頃から当協会の活動に格別のご理解、ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年は、イギリスがEU離脱を選択、フィリピンではドゥテルテ大統領が誕生、11月にはアメリカでトランプ氏が当選し、大統領に就任する予定です。世界を見渡すと、自国だけがよければという、閉鎖的、排他的な価値観の肥大化により、ますます内向きの傾向が強くなっていると感じてなりません。

国内経済全体は、デフレ基調から抜け出せない状態ですが、震災からの復旧・復興、国土強靭化、そして東京五輪、首都圏再開発があるため、大手不動産・スーパーゼネコンは好業績を上げています。私たち地元企業も何とかその恩恵に預かりたいものです。

電気設備業界は、不安定な社会情勢の中、大なり小なり工事量が増え、担い手不足の問題などがありますが、現在は以前よりは将来に希望が持てる状態だと思います。但し、余りにも時代の変化が早いため、それについていくことだけでも大変です。

当協会は、久しく会員増強を目指してきました。官庁工事は、指名競争から一般競争入札が当たり前の時代になりました。官庁工事を受注するのに、当協会に入る必要がないと思う方もいるかもしれません。しかし、いつまでも分離発注・一般競争入札・ダイレクト型が幅を利かせているかわかりません。PFI方式、DB(設計・施工一括)方式、リース方式、総合評価落札方式と、いろいろな入札が近年行われてきています。ですから、私たち志を同じくする電気工事業者は、さらなる会員増強に努め、技

術と安全の研鑽を積むことにより、ときには、私たちの社会的な地位向上のために、行政に対しても今以上に働きかける団体にならなければと思います。

当協会は、担い手確保・育成・定着のための事業として、工業高校との意見交換会を積極的に行ってています。資格習得の勉強会は、本年は県より補助金を頂いて低額で1種、2種の電気工事士取得の講習を行っています。さらに、私たち電気設備業者の骨格となる1級電気工事施工管理士取得勉強会は無料で実施しています。新たな取り組みとして、若者たちの生きがいの追求を手助けする婚活事業を行います。すぐに成果が出るかはわかりませんが、根気強く続けていきたいと思います。

県内開催の国際競技大会を成功させよう

一般社団法人 埼玉県造園業協会

会長 北田功

新年、明けましておめでとうございます。

皆様には、健やかに新しい年をお迎えのことと、心からお慶びを申し上げます。

また、日ごろ当協会事業の推進に格別のご理解とご協力を賜り、心からお礼を申し上げます。

さて、建設業法に規定される私たちの「造園工事業」は、29業種の中でも特異な、生き物である樹木等の植物を扱う唯一の建設業です。併せて、石や土、水を扱い、健康で安心・安全かつ快適な緑豊かな環境づくりを推進することが私たちの社会的使命と理解し、日々技術の研鑽に努めています。

しかし、私たち造園分野の経営環境は、安閑としているられない状況にあります。私たち118社は足腰の強い活力のある業界を目指し、会員各社の持続的な成長を目標に、更に真剣に取り組まなければならないと考えています。

ところで、ラグビーのワールドカップ2019が

熊谷市（熊谷ラグビー場）で開催されるほか、東京オリンピック・パラリンピックが本県の4会場で開催されます。これから両大会に向けた準備が加速していくものと考えます。

まず、2019年9月にはラグビーが開催されます。前回大会における日本代表の活躍は、南アフリカ戦での終了間際の逆転勝利など、世界中の多くの方々の記憶に刻まれています。

また、昨年のブラジル・リオデジャネイロで開催されたオリンピック・パラリンピックは、2020年に東京大会を迎えます。2013年9月に東京招致が決定した時のような国民の一体感を醸成し、今後は地域経済の活性化、観光振興等につなげるとともに世界に埼玉の魅力をアピールしていく必要があるものと、私は確信しています。

そこで私どもの協会は、身の丈を考慮しつつ、開催の成功に向けた微風を起こしたいと思っています。この両大会を成功させるためのマインド（機運）づくりには、当協会を挙げて会員一丸となって積極的に取り組みます。

どうぞ、皆様方の変わらぬご指導、ご支援の程よろしくお願ひいたします。

結びに、この1年の皆様のご健勝とご多幸を心からご祈念申し上げ、念頭の挨拶といたします。

「前金払制度の拡充に向けて」

東日本建設業保証株式会社

埼玉支店長 勝又義人

平成29年の新春を迎え、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

平素は、前払・契約保証事業、弊社100%子会社の（株）建設経営サービスや、グループ会社全体の事業に対し、格別のご理解、ご高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、当埼玉支店における今年の目標と致しましては、前年に引き続き、前金払制度のさらなる拡

充に向けた、営業活動の実施です。

具体的には、市町村における中間前金払制度の導入拡大を目指し、業界団体様等との合同推進の継続実施や、業務委託契約に対する前払金適用の要望活動のための、資料提供の実施などがあげられます。

本年におきましても、このような活動に積極的に取り組むことにより、建設産業全般において、資金調達がより円滑化するよう心から願う次第でございます。

最後になりますが、一般社団法人埼玉県建設産業団体連合会の役・職員の皆様、及び会員企業様のご発展と、皆様のご健勝とご活躍をご祈念申し上げ、新年の挨拶とさせて頂きます。

「新年の抱負」

埼玉県電気工事工業組合

理事長 沼尻芳治

平成29年の新春を迎えるにあたり、皆さまのご健勝と益々のご繁栄を心から御祈念申し上げます。

埼玉県電気工事工業組合がつつがなく新年を迎えられましたことは、ひとえに組合員の皆様、関係諸機関の皆様、埼玉県民の皆様の温かいご支援の賜物と深く感謝申し上げる次第です。

昨年4月から「電力小売りの全面自由化」に伴う「発送電分離」の政策により「東京電力（株）」から「東京電力ホールディングス（株）」へ移行し、電気事業の一大転換期を迎え、電気工事業者にも大きく改革が求められる時代に入ってきた。時代のニーズを的確にとらえ、変化に対応していくためには、組合内部の強固な信頼関係が必要になってきます。

そのため本年は「信頼と相互理解 組合員と支部と本部と」との方針を掲げ、一大転換期に対応できる組織づくりに努め、組合の興隆と活性化に積極的に挑戦し、変化に対応できる組織作りに努

めます。

今年の干支は「丁酉(ひのと・とり)」です。「酉」は、革命の年といわれています。これから業界が進むべき方向を見定め、信頼と相互理解を築き、強靭でしなやかな組合へと変革できるようにしっかりと舵取りをし、次の世代へと引き継いで参ります。

本年が皆様にとってより良い年となりますよう御祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

新年の抱負

一般社団法人 埼玉県空調衛生設備協会

会長 大原 萬彌

新年明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、穏やかに平成29年の新春を迎えたこととお慶び申し上げます。

さて、新年の抱負を語るにあたり昨年一年を振り返って見ました。熊本地震や台風10号など相変わらず日本列島各地が災害に見舞われ、改めて自然災害の怖さを痛感させられました。

また、1月にはここ30年で最多の死者が出た軽井沢スキーバス転落事故が起き、また、高齢者の運転による事故も頻繁にニュースになるなど、悲惨な交通事故も大きく取り上げられた1年でもありました。

このように、私たちは、いつ、どこで、どのような災害に巻き込まれるかわかりません。できるかぎり、自分の命は自分で守る備えだけは怠らないことが肝心だと思います。

こうした中、当協会では災害を忘れない忘れさせない取組と備えが必要との考えから、会員や関係機関などに防災備品を配布する「防災支援事業」を実施しています。

当協会では、毎年、「防災支援事業」を始めとした防災意識を持ち続けるための事業や一般県民も参加できる研修や視察事業など様々な事業を

実施しています。今年度もこうした公益目的支出の各種事業が計画通りほぼ順調に推移しています。これも、関係皆様方のご支援ご協力によるものと厚く御礼申し上げます。

また、このところ業界全体では人手不足が深刻な状況にあり、私たちにとっては苦難の時代ではあります。今後も地域社会に貢献できる事業を展開するとともに、業界の魅力を各方面に発信し人材確保、育成にも努め、誠実な業務を心がけて参りたいと思います。

最後に、皆様のご健勝とご多幸を心より祈念いたしまして新年のあいさつとさせていただきます。

塗装で明るい街づくり

一般社団法人 日本塗装工業会

会長 松尾 康司

新年明けましておめでとうございます。皆様方には、清々しい新年をお迎えのことと心からお喜び申し上げます。また、平素より関係各位には格別のご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年は、熊本県にて大震災が発生し、また、東北地方と北海道にも豪雨災害が起り甚大な被害が発生しました。当支部では、四年前より埼玉県が万が一の災害発生時における汚泥洗浄等応急対策の協定を締結しております。緊急時の会員のネットワークを初め、応急時の準備も整っております。

また社会奉仕活動として、昨年の十一月十六・十七日に、熊谷市の児童養護施設においてボランティア塗装を行いました。この活動は三十六年間続いております。そして、登録基幹技能者を有する塗装専門業者の集団であり、登録基幹技能者は建設現場経験十年以上、職長経験三年以上、一級技能士であること等、能力のある選ばれた技能者で公共事に於いても効率の良い生産システムを形成し、高品質の工事を行っております。

今年は、若手人材の確保として「新3K職場」を掲げたいと思います。

昔に比べて職場の安全衛生管理が改善された今日、きつい・汚い・危険といった従来の3Kのイメージは遠い話になっています。「新3K」とは、感謝・感動・貢献の頭文字をとったもの、お客様に感謝し、感動を与え、国づくりや社会づくりで世の中に貢献することを会員一同務めて参る所存であります。

皆様にとって、今年一年が素晴らしい年となりますようご祈念致しまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

新年のご挨拶

埼玉県型枠工事業協会
会長 白戸 修

新年あけましておめでとうございます。

皆様におかれましては、平成29年の新春をお健やかにお迎えのことと、心よりお慶び申し上げます。

平素は当協会に対しまして、ご理解とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年は、思いもしなかった事が色々と起きた年であったのではないかと思っております。イギリスのEU離脱や米国の次期大統領にトランプ氏が選ばれ、日本国内では豊洲市場の盛り土問題による移転の大幅延期や博多駅前の道路陥没事故など、想像していなかったことが多数起つたように思います。

本年は、何があるか分かりませんが何事にも冷静に対応できるよう心掛けたいと思います。

昨年は、社会保険の加入に関する下請け指導ガイドラインが改訂され、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任が明確となりました。会員各社には内容を周知徹底し、本年4月からの施行の時には万全の態勢で対応できるよう

準備を整えたいと思います。

今後予想されます技能者不足問題に対しても、担い手の確保・育成について皆と知恵を出し合い一致協力し活動していきたいと思います。

建産連会員及び関係機関の皆様には、ご指導・ご支援をお願い申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

サステイナブル都市・建築の提案

一般社団法人 埼玉建築設計監理協会

会長 田中芳樹

新年あけましておめでとうございます。平素は当協会に対しまして御支援、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

近年、1995年の阪神・淡路大震災以降、新潟中越沖地震、東日本大震災、熊本地震、鳥取中部地震と短い間に立て続けに大地震が起つり、まさに地震国日本を身をもって体験し、その被害の甚大さと恐さを強く認識した所です。今後も、近いうちに首都直下型地震が起つると予測されています。当協会としては建物の安心・安全の確保の為、いち早く既存建築物耐震性能判定に取り組み、その数は5,700棟を越えましたが、この事業は引き続き継続して行きたいと考えます。

また一方で空き家問題、少子・高齢化問題などの都市問題への対応として、サステイナブルな都市、建築の研究や提案、次代を担う若者の育成、奨励事業として建築系大学生の第17回卒業建築コンクールを実施します。

最後に当会は建築設計監理の専業集団として、更なる研鑽を極めて参りますので、より一層のご支援をお願いしますと共に、皆様方のご健勝とご多幸を心より折念申し上げまして年頭のご挨拶とさせて頂きます。

測量設計は大切な生活基盤です

一般社団法人 埼玉県測量設計業協会
会長 細沼英一

新年、明けましておめでとうございます。
関係機関の皆様方には、健やかに新年をお迎えのこととお喜び申し上げます。

昨年の総会におきまして、伝統ある埼玉県測量設計業協会の会長に就任いたしました細沼でございます。前任の坂本会長同様よろしくお願ひいたします。

当協会は、昭和45年11月、公共事業への奉仕を前提に、埼玉県における測量業の健全なる発展向上を図り、その適切な活用によって、埼玉県の発展に貢献することを目的として、県内業者10社が結集し発足した団体であります。

一時は会員数も80社を擁していたこともありました。時節柄か、現在は46社となっております。言い換えれば、実力のある優秀な業者が残ったといえます。

昨今のように、地震災害や豪雨災害等が発生する中、測量設計は、それらの復旧事業を始めとする建設事業を進める上で欠かすことの出来ない基礎情報として、重要な役割を担っており、県民が生活していく上で大切な生活基盤であります。

私も微力ながら、測量設計業会の発展に尽くして参りたいと存じます。

今後とも、より一層のご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様のご健勝とご多幸を語気年申し上げまして、新年のご挨拶といたします。

新年のご挨拶

建設業労働災害防止協会埼玉県支部
支部長 島村健

平成29年の新春を迎え、謹んで念頭のご挨拶を申し上げます。

建設業における労働災害は、会員各位をはじめ関係者の労働災害防止に寄せる熱意と長年にわたる地道な安全活動により、長期的には着実に減少してきたところであります。

昨年の埼玉県内における建設業の死亡、休業災害はいずれも前年と比較すると減少をしめており、皆様方の労働災害撲滅に対するご努力の賜物と、深く敬意を表する次第であります。しかしながら、インフラ整備等の工事、東京オリンピック・パラリンピック等により、工事量の増加に加え、建設技術者、技能労働者の不足が懸念されるところであります。

更に、平成28年建設業の死亡災害の中において、解体工事作業中の災害が多く発生し、今後解体工事の増加も見込まれ、災害の発生が懸念されるところであります。

このため、埼玉労働局労働基準部長より「解体工事における労働災害防止対策の徹底について」会員に対し周知を図るよう要請を受けたところであります。会員各位においては、解体工事における安全対策に充分対応して工事に取り組んで頂くようお願い致します。

また、平成28年度は「安全行動推進運動 埼玉」を実施したところであります。一人ひとりが、安全作業の基本に立ち返り、確実に実行し、不安全行動を撲滅することが重要と位置づけ、各作業所において新規入場時教育等の際、本運動の周知を図って頂いたところでありますが、引き続き本年においても展開する事と致します。

昨年は、地震や台風、集中豪雨等による自然災害が各地で発生しており、甚大なる被害にあわれ

た皆様方に深くお見舞い申し上げると同時に、一日も早い復旧をお祈り申し上げる次第であります。

建設業は、災害に強い安全・安心な国土づくりに向けて大きな期待に応える使命があり、工事においても労働災害が発生しないよう、労働災害防止対策の一層の徹底を図っていく必要があります。

経営トップのリーダーシップの下に、関係者が一体となって災害防止対策を積極的に取組んで頂きますようお願い申し上げます。

平成29年が皆様にとって、より良い年となりますようご祈念申し上げ、新年のご挨拶と致します。

下水道を通して地域社会に貢献します

埼玉県下水道施設維持管理協会

会長 澤田 正彦

新年あけましておめでとうございます。皆様には、平成29年の新春をお健やかにお迎えのことと、心よりお慶び申し上げます。

平素は当協会に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。お陰様で当協会も昭和54年4月結成から、本年で38年を迎えることとなります。なお一層、水を通して地域社会への貢献に努めてまいります。

我が国の経済は、高水準の企業収益や雇用・所得環境改善の下、穏やかな回復基調にありますが、消費や設備投資に力強さを欠いた状況が続いております。今後講じられる経済対策の効果を含め経済成長を拡大し、なお一層のデフレ脱却に向けた動きを引き続き、しっかりと対応して行かなければなりません。

私ども、下水道施設の維持管理業でも、人件費などの諸物価高騰の折、人材の確保等が難しい状況です。しかしながら、人材育成及び技術の向上へ力を注ぎ、安心して下水道をお使いいただけるように、日夜努力を続けてまいります。

最後に、皆様方のご健勝とご多幸を心より祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

新年のご挨拶

一般財団法人 埼玉県建築安全協会

理事長 高岡 敏夫

新年明けましておめでとうございます。皆様におかれましては、平成29年の新春をお健やかにお迎えのことと、心からお慶び申し上げます。

本会は、県内の建築基準法第12条第1項及び第3項の規定に基づく建築物等の定期報告書の受付窓口として設立以来、お陰様で順調に業務を推進しております。

さて、昨年6月に定期報告に係る建築基準法の一部を改正する法律が施行され、その内容は、安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものについて、国は政令により一律に定期報告対象建築物等を定め、それ以外の建築物等については地域の実情に応じて県等の特定行政庁が指定することとなりました。さらに、防火設備については建築物の調査から切り離し、検査として定期報告書を提出すること。また、定期調査・検査を行う資格を国家資格とし調査・検査者の地位を高めることでした。

この中で、埼玉県内の防火設備の定期報告は平成30年6月1日から始まります。これに向けて県や12市の特定行政庁と連携を図り、報告対象物件の把握、定期報告業務の受注に向けた定期報告システムの構築を進めております。

本会は、今後とも『定期報告制度』の更なる推進に努めてまいります。関係団体各位のご指導とご支援をお願い申し上げますとともに、皆様方のますますのご発展とご健勝を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせて頂きます。

新年の抱負

一般社団法人 埼玉県設備設計事務所協会
会長 金子和巳

明けましておめでとうございます。

本年も御指導宜しくお願ひします。

昨年はリデジャネイロでオリンピック・パラリンピックの開催があり、日本選手の活躍がテレビ、新聞紙上を賑わせたことは記憶に新しく、次回2020年の東京大会が待ち遠しく感じます。埼玉県ではバスケットボール、サッカー、ゴルフ、射撃の各競技が予定されており、その経済効果も大きく期待が持たれるところでもあります。

一方で我々庶民の経済はと問えば安定した生活環境の確保として、建設業のみならずあらゆる業種の中小会社経営者に圧し掛かる担い手確保の難しさを克服し行かなければなりません。魅力ある業界の形成と言っても十人寄れば氣は十色で、何を望みその職に就くか、何が好きで職を選ぶかであり、好きこそ物の上手なれのごとくその職が好きだと感じている人をその職に就いていただくことが大事なことであり、その職に合う人の業界への入り易さを工夫し手助けするように設備設計事務所協会としてこの一年を考えています。今年は酉年、縁起の良い年と言われています。皆様が今年も良い年でありますようお祈りし新年のご挨拶とさせていただきます。

平成29年 新年の抱負

NPO 法人 埼玉県建設発生土リサイクル協会
理事長 戸高康之

年頭にあたり謹んで新年のご挨拶を申し上げます。皆様におかれましては、爽やかな新年をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

昨年は、イギリスのEU離脱、トランプ米大統領の誕生と、国民投票で意外な結果が生まれる

ケースを目の当たりにしました。両国とも日本との外交は近い関係にありますので、今年は国内でも何かしら意外な影響が生まれるのではないかでしょうか。

さて、当協会に於きましては、一昨年の土不足から解放され、昨年は杉戸屏風深輪地区産業団地の造成工事に大量の土を提供するという大きな実績を残しました。これも当協会の会員ならびに事務局が一丸となって生まれた成果だと自負しております。今後も引き続き、このような公共工事に協力して参りたいと存じます。また、昨年、宮城県建設発生土リサイクル協同組合との意見交換会ならびに南三陸の震災復興状況観察を実施し、双方で情報交換を続けながら互いに協力していくこととなりました。

今年は、さいたま市のごみ処理施設・桜環境センターから発生される溶融スラグを混入した「溶融スラグ入り改良土」の販売、浚渫土など含水比の高い土への対応を含め、新たな技術を活用した材料の提供に挑戦して参りたいと存じます。

どうぞ、本年もご指導ご鞭撻のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

建設業における社会保険未加入対策

国土交通省 土地・建設産業局 建設市場整備課
平成28年9月



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

建設業における社会保険未加入対策(今までの主な取組)



中央建設業審議会「建設産業における社会保険加入の徹底について(提言)」(平成24年3月)

関係者を挙げて社会保険未加入問題への対策を進めることで、

- 技能労働者の待遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
- 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築 を実現する必要がある

目標

実施後5年(平成29年度)を目途に、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指す

1. 行政・元請・下請一体となった保険加入の推進

- 社会保険未加入対策推進協議会の設置 (H24.5～)
 - ・建設業関係団体等84団体、学識経験者、行政(国交省、厚労省)により構成
 - ・社会保険未加入対策の取組について共有、周知

2. 行政によるチェック・指導

- 経営事項審査における減点幅の拡大 (H24.7～)
 - ・雇用保険、健康保険、厚生年金保険に未加入の場合の減点幅を拡大
- 許可更新時等の確認・指導 (H24.11～)
 - ・許可更新・経審・立入検査時に保険加入状況を確認・指導
 - ・立入検査時には元請企業の下請企業への指導状況も確認
 - ・指導に従わず未加入の企業は保険担当部局に通報

3. 直轄工事における対策

- 直轄工事における対策 (H26.8～段階的に実施)
 - ・元請企業及び一次下請企業を社会保険等加入企業に限定
 - ・二次以下の下請企業についても未加入企業の通報・加入指導を実施

4. 元請企業による下請企業への指導

- 下請指導ガイドライン(課長通知) (H24.11～)
 - ・元請企業は、施工体制台帳・再下請通知書・作業員名簿等により下請企業や作業員の保険加入状況を確認・指導
 - ・遅くとも平成29年度以降は、
 - ①未加入企業を下請企業に選定しない
 - ②適切な保険に未加入の作業員は特段の理由が無い限り現場入場を認めないとの取扱いとすべき

5. 法定福利費の確保

- 直轄工事の予定価格への反映 (H24.4～)
 - ・事業主負担分及び本人負担分について、必要な法定福利費を予定価格に反映
- 法定福利費を内訳明示した見積書の活用 (H25.9～)
 - ・各専門工事業団体毎に、法定福利費を内訳明示した「標準見積書」を作成
 - ・下請企業から元請企業への標準見積書等の提出を一斉に開始
 - ・標準見積書等の提出を元請企業から下請企業に対する見積条件に明示することを申し合わせ (H27.1～)

社会保険未加入対策推進協議会

I. 中建審提言 (H24.3月 抜粋)

「今後は、行政・発注者・元請企業・建設労働者等の関係者が一体となって、社会保険未加入は許さないとの固い決意をもって対策に取り組むことが不可欠である。このため、必要な推進体制を速やかに構築し、それぞれの立場からの取組を着実に進めるべきである。」

II. 社会保険未加入対策推進協議会

1 全国協議会

社会保険未加入対策を行政、建設業団体、関係団体等の関係者が一体となって継続的に実施するため、行政、建設業団体、関係団体により、「社会保険未加入対策推進協議会」を設置し、情報共有や意見交換などを行っている。

(1) 参加団体等

学識経験者、建設業団体・発注者団体・労働者団体

厚生労働省・日本年金機構(社会保険担当部局)、国土交通省(建設業担当部局)

(2) 開催状況

- 第1回:H24年 5月29日 社会保険未加入対策の推進の申し合わせ、社会保険加入促進計画の作成依頼 など
第2回:H24年10月31日 社会保険加入促進計画の公表、法定福利費の標準見積もりの取りまとめ など
第3回:H25年 9月26日 社会保険加入促進計画のフォローアップ調査、標準見積書の一斉活用申し合わせ など
第4回:H27年 1月19日 社会保険未加入対策に関連する各種調査、法定福利費確保に向けた申し合わせ など
第5回:H27年12月18日 社会保険未加入対策に関連する各種調査、未加入対策の強化に向けた申し合わせ など
第6回:H28年 5月20日 目標年次である平成29年度に向けた社会保険未加入対策の取組方針 など

2 地方協議会

各地方ブロックにおいても、地方整備局が事務局となって、地域の実情に応じた加入徹底をきめ細かく行う観点から、地方協議会を設置し、情報共有や意見交換などを行っている。

III. 加入促進計画の策定・実施

- 協議会に参加している各建設業団体は、それぞれの立場から社会保険加入を計画的に進めるため、計画期間を5年間とする「社会保険加入促進計画」を策定し、毎年フォローアップを行うこととしている。

社会保険未加入対策推進協議会

構成団体等(五十音順)

学識経験者

蟹澤 宏剛 芝浦工業大工学部教授
水町 勇一郎 東京大学社会科学研究所教授

建設業団体(五十音順)

(一社)カーテンウォール・防火開口部協会
建設業労働災害防止協会
(一社)建設産業専門団体連合会
(一社)全国鐵構工業協会
(一社)全国建設産業団体連合会
(一社)全国道路標識・標示業協会
(一社)全国特定法面保護協会
(一財)中小建設業住宅センター
(一社)日本ウレタン断熱協会
(一社)日本屋外広告業団体連合会
(一社)日本計画工業会
(一社)日本在来工法住宅協会
(一社)日本潜水協会
(一社)日本保温保冷工業協会
(一社)ビルディング・オートメーション協会
(一社)フローリング協会
(一社)マンション計画修繕施工協会
(一社)住宅生産団体連合会
消防施設工事協会
(一社)情報通信エンジニアリング協会
(一社)全国タイル業協会
(一社)全国ダクト工業団体連合会
全国ポンプ・圧送船協会
全国マスチック事業協同組合連合会
全国圧接業協同組合連合会
(公社)全国解体工事業団体連合会
全国管工事業協同組合連合会
全国基礎工事業団体連合会
全国建具組合連合会
(一社)全国建設業協会
全国建設業協同組合連合会

建設業関係団体

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
(一財)建設業振興基金
(公財)建設業福祉共済団
(一社)就労履歴登録機構
全国建設労働組合総連合
全国社会保険労務士会連合会
日本行政書士会連合会
日本建設産業職員労働組合協議会

行政関係機関

厚生労働省
職業安定局建設港湾対策室
職業安定局雇用保険課
労働基準局災防補償部労働保険徴収課
年金局事業管理課
保険局保険課全国健康保険協会管理室
国土交通省
土地・建設産業局建設業課
土地・建設産業局建設市場整備業課
日本年金機構 厚生年金保険部

開催状況

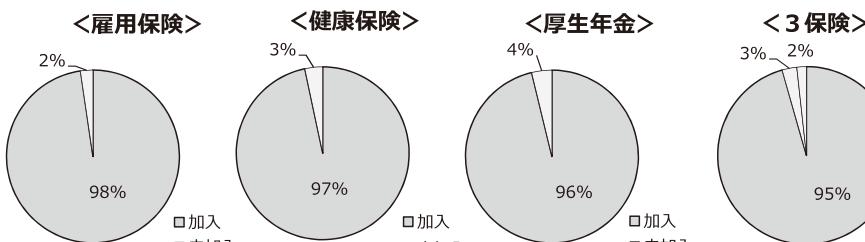
- 第1回 平成24年 5月29日
第2回 平成24年10月31日
第3回 平成25年 9月26日
第4回 平成27年 1月19日
第5回 平成27年12月18日
第6回 平成28年 5月20日

建設業における社会保険への加入状況

国土交通省

- 公共事業労務費調査（平成27年10月調査）における社会保険加入状況調査結果をみると、
 - ・企業別の加入率は、**雇用保険では98%** [対前年度比+1.4%] 、**健康保険では97%** [対前年度比+2.4%] 、**厚生年金保険では96%** [対前年度比+2.5%] となっています。
 - ・労働者別の加入率は、**雇用保険では82%** [対前年度比+2.8%] 、**健康保険では77%** [対前年度比+4.5%] 、**厚生年金保険では74%** [対前年度比+5.0%] となっています。

企業別

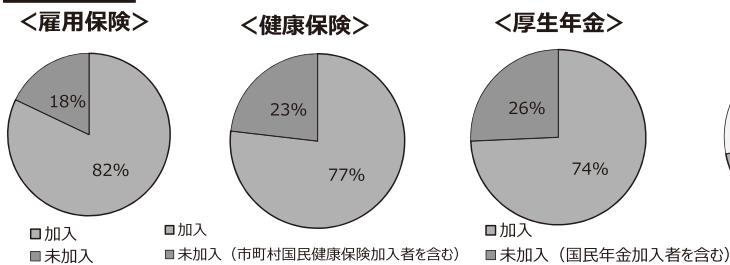


企業別・3保険別加入割合の推移

	雇用保険	健康保険	厚生年金	3保険
H23.10	94%	86%	86%	84%
H24.10	95%	89%	89%	87%
H25.10	96%	92%	91%	90%
H26.10	96%	94%	94%	93%
H27.10	98%	97%	96%	95%

□ 3保険加入
□ 3保険いずれか加入
□ 未加入

労働者別



労働者別・3保険別加入割合の推移

	雇用保険	健康保険	厚生年金	3保険
H23.10	75%	60%	58%	57%
H24.10	75%	61%	60%	58%
H25.10	76%	66%	64%	62%
H26.10	79%	72%	69%	67%
H27.10	82%	77%	74%	72%

□ 3保険加入
□ 3保険いずれか加入
□ 未加入

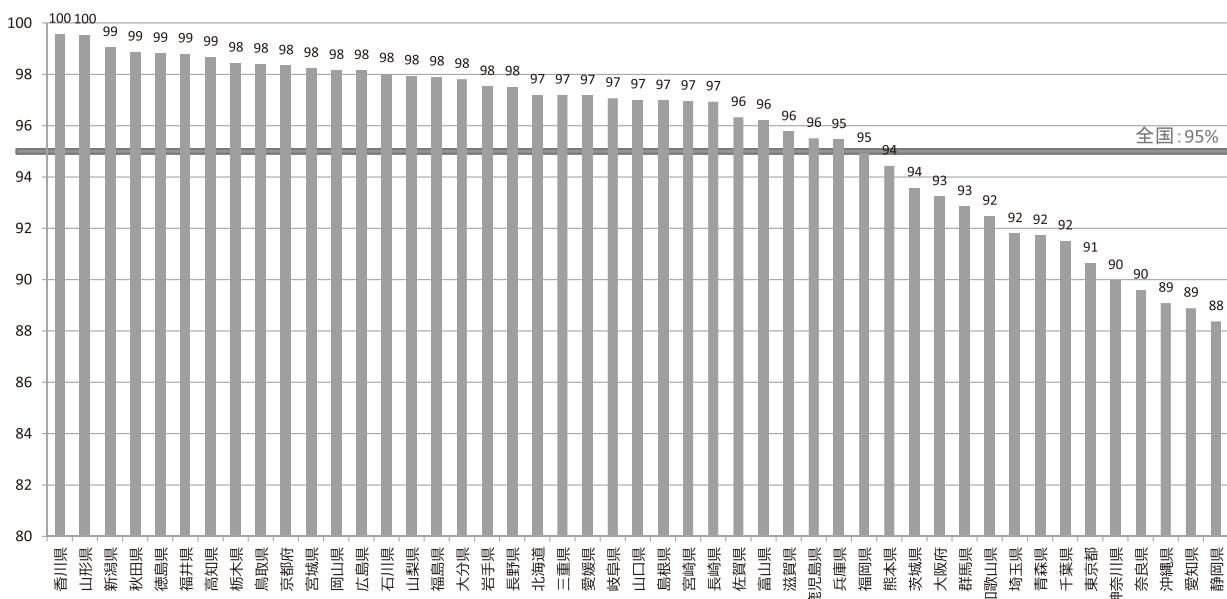
建設業における社会保険への加入状況(各都道府県別・企業別)

国土交通省

- 公共事業労務費調査(平成27年10月調査)における社会保険加入状況調査結果について、企業単位での社会保険等(雇用保険・健康保険・厚生年金保険)加入状況は以下のとおりとなっています。

(%)

企業の3保険加入状況(都道府県別)



平成29年度の目標達成に向けた今後の取組方針



1. 社会保険加入に向けた対策の強化

○ 元請企業による加入指導の強化

- ・社会保険加入について元請企業の下請企業に対する指導責任の強化を検討

○ 公共工事における社会保険未加入企業の排除

- ・直轄工事において、二次下請以下の対策を検討
- ・地方公共団体の発注工事においても、未加入企業の排除を図ることを、入札契約適正化法に基づき要請

○ 未加入の建設業許可業者の「見える化」

- ・「建設業者等企業情報検索システム」に社会保険の加入状況に関する情報を追加

3. 加入すべき対象の明確化

○ 一人親方等の雇用と請負の明確化の徹底

- ・施工体制台帳や作業員名簿等において雇用と請負を明確化し、適切な保険への加入を徹底

○ 未加入の労働者の扱いについて明確化

- ・特段の理由が無い限り現場入場を認めない取扱いとすべき社会保険等未加入の作業員について、工事の施工への影響を踏まえつつ、限定期的に明確化

2. 法定福利費の確保

○ 法定福利費を内訳明示した見積書の活用徹底

- ・立入検査による見積書の活用徹底
- ・再下請負の場合についても見積書の活用を徹底(下請指導ガイドラインの改訂)

○ 見積書に関する周知・啓発の徹底

- ・2次以下の下請企業を対象に見積書の作成方法に関する研修会を全国で開催
- ・小規模事業者にも使いやすいよう、法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順を充実(簡易版の作成等)

4. 相談体制の充実、周知・啓発

○ 相談体制の充実

- ・全国社会保険労務士会連合会との連携強化
 - ①各都道府県単位での相談窓口の設置
 - ②国交省による説明会とタイアップした相談会の開催 等
- ・Q&Aの充実及び本省、地方整備局等における対応強化

○ 周知・啓発の徹底

- ・就労形態等に応じ加入すべき適切な保険について周知
- ・社会保険未加入対策に係る説明会を全国で開催

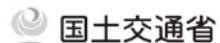
社会保険未加入対策の取組のスケジュール



平成28年度 6月・7月	<ul style="list-style-type: none">□ 公共工事における社会保険未加入企業の排除<ul style="list-style-type: none">✓ 地方公共団体の発注工事において未加入企業の排除を図ることを入契法に基づき要請□ 法定福利費を内訳明示した見積書の活用徹底<ul style="list-style-type: none">✓ 立入検査による見積書の活用徹底✓ 再下請負についても活用徹底(下請指導ガイドラインの改訂)□ 加入すべき対象の明確化、周知・啓発の徹底<ul style="list-style-type: none">✓ 未加入の労働者の扱いについて明確化✓ 一人親方等の雇用と請負の明確化の徹底に向けた周知✓ 就労形態に応じ加入すべき適切な保険について周知□ 相談体制の強化<ul style="list-style-type: none">✓ 全国社会保険労務士会連合会との連携の強化✓ Q&Aの充実等既存の相談体制の強化
8月・9月 秋頃～	<ul style="list-style-type: none">□ 社会保険未加入対策に係る説明会の全国での開催□ 法定福利費を内訳明示した見積書に関する周知・啓発<ul style="list-style-type: none">✓ 研修会の開催 ✓ 見積書の作成手順の充実(簡易版の作成等)
平成29年度 4月 ～	<ul style="list-style-type: none">□ 元請企業の下請企業に対する指導責任の強化(検討中)□ 公共工事における社会保険未加入企業の排除<ul style="list-style-type: none">✓ 直轄工事における2次以下の対策(検討中)□ 「建設業者等企業情報検索システム」に加入状況の情報を追加(準備が整い次第)

目標年次到来を受け、目標の達成状況を評価

「法定福利費を内訳明示した見積書」について



法定福利費とは：法令に基づき企業が義務的に負担しなければならない社会保険料

※健康保険、厚生年金保険、雇用保険の保険料(労災保険は元請一括加入)

⇒労働者を直接雇用する専門工事業者は、労働者を適切な保険に加入させるために必要な法定福利費を確保する必要

法定福利費を内訳明示した見積書

下請企業が元請企業(直近上位の注文者)に対して提出する見積書について、法定福利費を内訳として明示したもの

「法定福利費を内訳明示した見積書」作成手順

[基本的な法定福利費算出方法]

$$= \text{労務費総額} \times \text{法定保険料率}$$

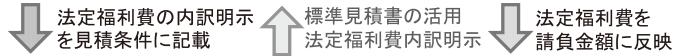
[その他の法定福利費算出方法]

$$= \text{工事費} \times \text{工事費あたりの平均的な法定福利費の割合}$$

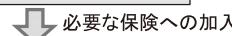
$$= \text{工事数量} \times \text{数量あたりの平均的な法定福利費の割合}$$

(見積書の活用イメージ)

元請企業



下請企業



技能労働者

標準見積書：社会保険等への加入原資となる法定福利費を適切に確保するため、各専門工事業団体が作成（国土交通省HPにも掲載）
下請企業から元請企業への提出を平成25年9月末から一斉に開始
(第3回社会保険未加入対策推進協議会(H25.9.26)において申し合わせ)

御見積書(例)

◇◇◇株式会社 殿

住所 ××
○○ 株式会社

見積金額 L (消費税込)

(内訳)

項目	数量	歩掛け	単価	金額
○○○工事	材料費			A
	労務費			B
	経費(法定福利費を除く)			C
	小計			D=A+B+C

法定福利費

法定福利費事業主負担額	対象金額	料率	金額
	B	1.050% p	E=A+B×p
	B	4.985% q	F=B×q
	B	0.450% r	G=B×r
	B	8.887% s	H=B×s
	(児童手当拠出金含む)		
	合計	B	I=15.372% t

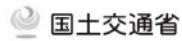
*1 協会けんぽ東京支部 加入の場合

*2 介護保険加入割合を52.4%(協会けんぽ H24事業年報より)と仮定

I

小計	J=D+I
消費税等	K=J×5%
合計	L=J+K

「法定福利費を内訳明示した見積書」について



「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の記述

元請企業（下請企業が工事を再下請負させる場合も同様）

- 標準見積書の活用等による法定福利費相当額を内訳明示した見積書を提出するよう下請負人に働きかける（見積条件に明示）

下請企業（再下請負の場合も同様）

- 自らが負担しなければならない法定福利費を適正に見積り標準見積書の活用等により法定福利費相当額を内訳明示した見積書を注文者に提出

元請企業（下請企業が工事を再下請負させる場合も同様）

- 下請企業から提出された見積書を尊重し、各々の対等な立場における合意に基づいて請負金額に適切に反映する

- 下請企業の見積書に法定福利費相当額が明示され又は含まれているにもかかわらず、元請企業がこれを尊重せず、法定福利費相当額を一方的に削減したり、労務費そのものや請負金額を構成する他の費用(材料費など)で減額調整を行うなど、実質的に法定福利費相当額を賄うことができない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがある

よくある質問【「法定福利費を内訳明示した見積書」編】国土交通省

Q. 「内訳明示」する法定福利費の範囲は？

- A. 原則として健康保険料(介護保険料含む)、厚生年金保険料(子ども・子育て拠出金含む)、雇用保険料のうち、現場労働者(技能労働者)の事業主(会社)負担分が対象になります。

Q. 保険料率はどのように調べるのか？

- A. それぞれの保険に応じて、適用する保険料率を調べて下さい。
・健康保険料 → 協会けんぽのウェブサイト等(個別に健康保険に加入している場合は、組合に問い合わせ)
・厚生年金保険料 → 日本年金機構のウェブサイト
・雇用保険料 → 厚生労働省のウェブサイト

Q. 介護保険料はどのように計算するのか？

- A. 介護保険の対象者は、基本的に40歳から64歳までの方になります。実際の現場労働者に占める40歳以上の割合を把握するのは困難な場合、協会けんぽウェブサイト掲載の割合(被保険者全体に占める40~64歳の者の割合)を用いる方法が考えられます。

Q. 法定福利費も消費税の対象となるのか？

- A. 法定福利費分も消費税の対象となります。

よくある質問【「法定福利費を内訳明示した見積書」編】国土交通省

Q. 下請企業に工事を発注する場合は、下請企業の法定福利費も含めて見積書を作成するのか？

- A. 下請企業に工事を発注する予定がある場合には、下請企業の法定福利費を含めて見積書を作成して下さい。ただし、見積書を作成する段階では下請企業に工事を発注するか決まっていない場合が多く、自社ですべて施工した場合にかかる法定福利費を計算し、外注した分は下請に支払うこととなります。

Q. 健康保険、厚生年金保険が適用されない労働者の法定福利費の扱いは？

- A. 常用労働者が5人未満の個人事業所は、健康保険や厚生年金保険の適用対象外となり、法定福利費は発生しないため、内訳明示する法定福利費から除外する必要があります。
ただし、見積段階で適用対象外となる作業員を把握することが難しい場合は、全ての作業員の加入を前提とした法定福利費を明示して下さい。

Q. 見積書の作成方法を知りたい場合には何をみればいいのか？

- A. 各専門工事業団体では、業種毎に法定福利費を内訳明示するための「標準見積書」を作成していますので、これを活用し、法定福利費を内訳明示した見積書を作成して下さい。
また、国土交通省では各下請企業が自ら負担しなければならない法定福利費を見積もる方法を解説した「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」を作成し、ホームページに公表しています。

雇用と請負の明確化について



■ 労働者である社員と請負関係になる者を明確に区分すること

社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン

下請企業はその雇用する労働者の社会保険加入手続を適切に行うこと。建設労働者について、労働者である社員と請負関係にある者の二者を明確に区分した上で、労働者である社員についての保険加入手続を適切に行うことが必要である。また、施工体制台帳、再下請負通知書及び作業員名簿については、下請負人と建設労働者との関係を正しく認識した上で記載すること。事業主が労務関係諸経費の削減を意図して、これまで雇用関係にあった労働者を対象に個人事業主として請負契約を結ぶことは、たとえ請負契約の形式であっても実態が雇用労働者であれば、偽装請負として職業安定法等の労働関係法令に抵触するおそれがある。

(中略) 保険未加入対策の推進を契機に、従来の慣行が適正なものかどうか見直しを行うこと。

(A) 労働者である社員：雇用保険については全ての労働者、健康保険及び厚生年金保険については従業員5人未満の個人事業主に雇用される者、その他法令上の適用除外に該当する者を除き、事業主は保険に加入させることが必要

(B) 請負関係にある者：個人で国民健康保険、国民年金に加入

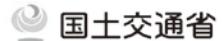
①下請企業

- ✓ 下請企業は、労働者である社員と請負関係にある者を明確に区分
- ✓ (A)の労働者である社員について、下請企業は、適切な保険に加入させる
- ✓ (B)の請負関係にある者について、下請企業は、請負契約を締結し、再下請負通知書を作成

②元請企業

- ✓ 元請企業は、作業員名簿に記載された作業員が労働者である社員か請負関係にある者か疑義がある場合には、下請企業に確認を求めるなど、作業員が適切な保険に加入しているか確認する

雇用と請負の明確化について



■ 「一人親方」の労働者性に関する注意点

社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン

事業主が社会保険料の削減を意図して、これまで雇用関係にあった労働者を対象に個人事業主として請負契約を結ぶことは、たとえ請負契約の形式であっても実態が雇用労働者であれば、偽装請負として(中略)労働関係法令に抵触するおそれがある。

○ 労働者ではなく個人事業主である一人親方は、基本的に個人で国民年金や国民健康保険に加入するが、形式が請負契約であっても、実態が労働者であれば労働者として社会保険に加入する必要がある
(※労働者によっては、入場する現場により、働き方が異なる場合もある)

○ 社会保険料の支払いを免れるために、雇用関係にあった労働者と請負契約を結ぶことは関係法令に抵触するおそれ

⇒ 詳しくは、『みんなで進める一人親方の保険加入(社会保険加入にあたっての判断事例集)』を参照

「一人親方の労働者性の判断基準についてのリーフレット」より

1 請負としての働き方に近い「一人親方」

- たとえば、仕事を依頼されている会社から・・・
・仕事が早く終わった後、予定外の仕事を頼まれたとしても断る自由がある
・毎日の仕事量や進め方などは一任されており、自分の裁量で判断できる
・工事の出来高見合いで報酬が支払われる

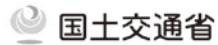
事業主として、個人で社会保険（国民健康保険（組合）、国民年金）に加入すればよい可能性が高いです。

2 勤労者としての働き方に近い「一人親方」

- たとえば仕事を依頼されている会社から・・・
・仕事が早く終わった後、予定外の仕事を頼まれたとしても断る自由がない
・毎日、細かな指示、具体的な指示を受けて働く
・一日当たりの単価など働いた時間により報酬が支払われる

(一人親方) 仕事を依頼されている会社の社会保険に加入すべき場合があります！
(企業) 自社の従業員として、社会保険に加入させなければならない場合があります。

建設業における労働保険、社会保険の加入義務等



事業所の形態		労働保険		社会保険	
常用労働者の数	就労形態	雇用保険	労災保険	医療保険	年金保険
法 人	1人～ 常用労働者	雇用保険	元請一括加入	協会けんぽ、 健康保険組合等※1	厚生年金
	一 日雇労働者	日雇雇用保険	元請一括加入	国民健康保険 又は 協会けんぽ(日雇特例被保険者)※1 (国保は事業主負担なし)	国民年金
	一 役員等	—	特別加入	協会けんぽ、 健康保険組合等※1	厚生年金
個 人 事 業 主	5人～ 常用労働者	雇用保険	元請一括加入	協会けんぽ、 健康保険組合等※1	厚生年金
	1人～4人 常用労働者	雇用保険	元請一括加入	国民健康保険(組合)	国民年金
	一 日雇労働者	日雇雇用保険	元請一括加入	国民健康保険 又は 協会けんぽ(日雇特例被保険者)※1 (国保は事業主負担なし)	国民年金
	一 事業主、 一人親方	—	特別加入	国民健康保険(組合)	国民年金

※1 健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険(組合)に加入する場合がある。
(一部の国民健康保険組合については、事業主負担があるが、義務づけなし。)

■ :事業主負担がある部分(元請一括加入を含む) ■ :事業主負担がない部分

社会保険等に関する相談窓口について



社会保険等未加入に対する取り組みに
関するお問合せ窓口について

一般財団法人建設業振興基金
構造改善センター
「社会保険未加入に対する
取り組みへのお問い合わせ窓口」
TEL:03-5473-4572

不当に低い請負代金や指値発注といった
元請業者と下請業者の間における請負契
約上の法令違反など、建設業法違反に
関する通報窓口について

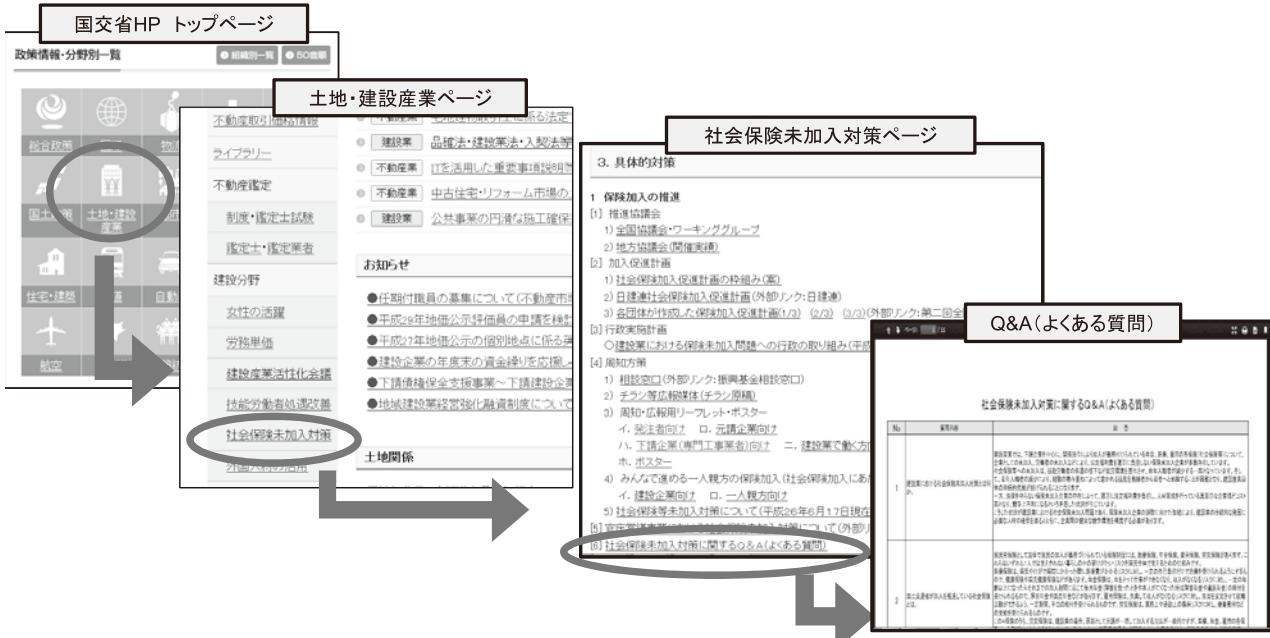
国土交通省
建設業法令遵守推進本部
「駆け込みホットライン」
TEL:0570-018-240
(ナビダイヤル)

社会保険未加入対策に関するQ&A(よくある質問)



Q&A(よくある質問)

○「社会保険未加入対策に関するQ&A(よくある質問)」を作成し、平成27年4月22日付で
国交省ホームページの「社会保険未加入対策ページ」にて公表 ※随時、更新
http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html



全国社会保険労務士会連合会との連携強化



1 建設企業向け無料相談窓口の設置

47都道府県社会保険労務士会が窓口となり、建設企業の皆様から社会保険加入等に関する相談を受け付け、社会保険労務士が電話相談に応じます。

【ご利用方法】

- ①所在地の都道府県社会保険労務士会にご連絡下さい。
- ②都道府県社会保険労務士会が選任した社会保険労務士から折り返しのご連絡の中で、ご相談に応じいたします。（※原則、コールバックで対応。訪問対応に係る費用については、個別にご相談下さい。）

2 安全大会等における講演、個別相談会の実施

建設事業者等で開催している安全大会、安全衛生大会、総会等において、都道府県社会保険労務士会が選任する社会保険労務士が、社会保険加入等に関する講演及び個別相談会に対応します。

【ご利用方法】

- ①所在地の都道府県社会保険労務士会にご連絡下さい。
- ②依頼内容に応じ、都道府県社会保険労務士会にて社会保険労務士を選任・派遣します。
- ③社会保険労務士が、1) 社会保険未加入対策等に関する講演、2) 大会等プログラム中又は終了後等に社会保険の加入等に関する個別相談会の実施、に対応します。
(※費用については個別にご相談下さい。)

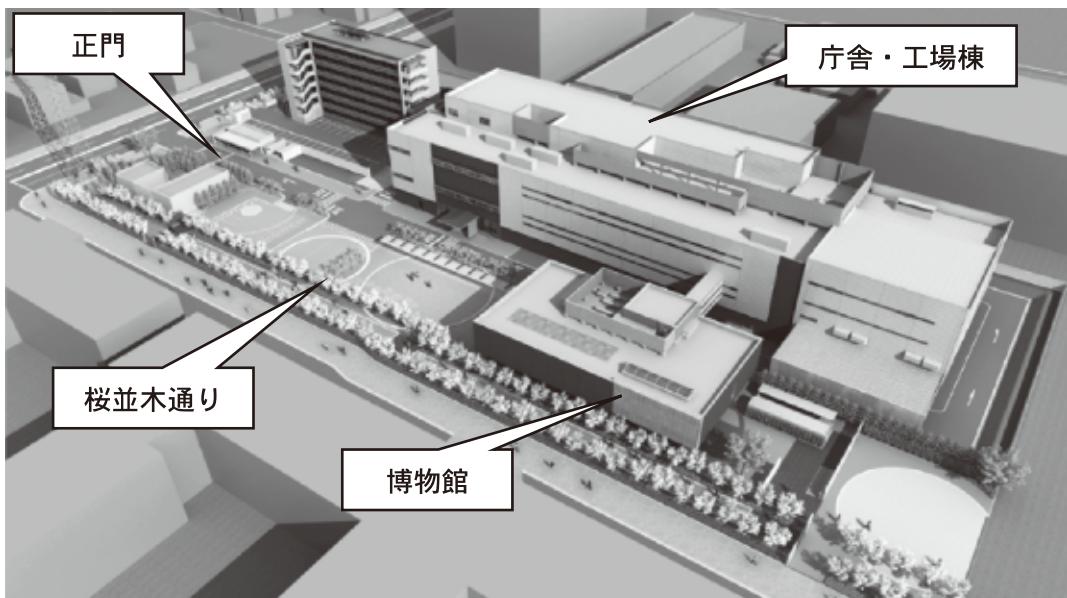
⇒ 国土交通省ホームページ掲載のチラシもご覧下さい（「建設業 社会保険未加入対策」で検索）

造幣局さいたま支局の開局について

独立行政法人造幣局さいたま支局総務課

昨年10月3日、東京都豊島区で操業していた造幣局東京支局が、埼玉県さいたま市大宮区に移転しました。

造幣局さいたま支局全景



1. 移転までの沿革

明治12年、大蔵省内に造幣局東京出張所が設けられ、明治40年に廃止されました。その後、昭和4年7月、貴金属製品の品位証明を主業務として東京市麹町区（現在の千代田区）に造幣局東京出張所が設けられました。

そして、昭和14年11月には、業務拡充のため東京市豊島区に移転し、昭和14年に勲章、昭和16年に貨幣の製造を開始して、昭和18年9月に造幣局東京支局となりました。

平成19年及び平成22年の閣議決定において、東京支局敷地の有効活用の可能性について検討するとされました。また、平成23年5月に豊島区より、東日本大震災を踏まえ、防災公園等の整備を早急に進めるため、移転を含めた東京支局敷地の有効活用の検討が要請されました。

造幣局としては、これらの状況を踏まえ検討を行った結果、東京支局を埼玉県に移転することとしました。新支局の建設工事については、平成27年7月に着工（平成28年9月に竣工）、平成28年10月にさいたま支局として開局しました。

2. さいたま支局の建設事業の概要

事業計画の推進にあたっては、コスト縮減や工期の短縮を図るため、設計・施工一括方式を採用し、総合評価方式で竹中工務店を選定しました。

(1) 施設概要

所在地：埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目190番地22

敷地面積：16,482.19 m²（庁舎工場敷地）

建築面積：6,236.74 m²

延床面積：16,597.44 m²

構 造：庁舎・工場棟SRC造、博物館棟S造

階 数：庁舎・工場棟4階、博物館棟2階

最高高さ：23.45m

設計施工：株式会社竹中工務店

工 期：平成27年7月1日から平成28年9月30日

(2) 施設の特徴

正門は、敷地東側に位置する県道35号線（産業道路）沿いに整備しています。庁舎・工場棟は、敷地の南側に配置し、北側に面する住宅地に対する圧迫感を軽減しております。さらにその敷地境界沿いには桜並木通りを整備し、20種類100本の八重桜を植栽しました。



県道35号線（産業道路）沿いの正門



桜並木通り

3. 造幣局さいたま支局の主な業務

貨幣の製造

勲章の製造

貴金属製品の品位証明業務 等



500円ニッケル黄銅貨



プルーフ貨幣セット



記念貨幣



品位証明マーク(通称「ホールマーク」)

4. 造幣さいたま博物館

貨幣、勲章等の製造工程紹介及び古銭、記念貨幣、勲章など約1,000点を展示しています。開館時間は、午前9時から午後4時30分（入館は午後4時まで）となっており、入館は無料です。また、博物館内ミントショップでは、貨幣セット及び金属工芸品等を販売しています。

※休館日：土・祝日、年末年始、臨時休館日。



展示ルーム



体験コーナー

5. 工場見学

造幣さいたま博物館から連絡通路を通って、庁舎工場棟内のプルーフ貨幣や勲章等の製造工程を見学でき、事前予約による工場見学（ガイドツアー）も受け付けています。

バス利用や団体の場合は事前にお問い合わせください。

※休業日：土・日・祝日、年末年始、臨時休業日。



工場見学通路

6. 所在地

〒330-0835 さいたま市大宮区北袋町一丁目 190 番地 22 TEL048-645-5899



●JR 宇都宮線・高崎線・京浜東北線の「さいたま新都心」駅（東口）下車徒步 15 分（博物館入口までは徒步 12 分）

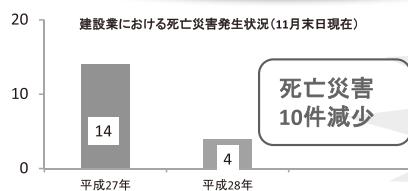
●JR 埼京線「北与野」駅（東口）下車徒步 23 分（博物館入口まで徒步 20 分）

●東武バス「北袋」停留所下車徒步 1 分（博物館入口まで徒步 4 分）

●自動車：(5 号池袋線、外環道方面) 首都高速さいたま新都心線「新都心」出口から約 5 分

※お越しの際は公共交通機関のご利用をお願いします。

建設業の皆様へ

建設業における
労働災害の撲滅を!

死亡災害・休業災害の状況

平成28年の埼玉労働局管内における建設工事中の死亡災害は4人(11月末日現在)で、昨年同期に比べ10人減少しています。そのうち3人が墜落・転落災害によるものです。休業災害は457人(11月末現在)で、昨年同期に比べ98人減少(-17.7%)しております。

建設業死亡災害発生事例(平成28年1月~11月)

番号	発生月	災害発生のあらまし	年齢	事故の型
1	1月	屋根上に仮置きした資材を取りに行く際、採光窓(FRP製)を踏み抜き墜落。	20歳代	墜落・転落
2	2月	足場上で防音パネルを運搬中、高さ15mの位置から墜落。	30歳代	墜落・転落
3	4月	作業員Aがトラックのエンジンを始動したところ、不意に後退した。その後、トラックの後方で倒れている作業員Bが発見された。	70歳代	激突され
4	7月	倉庫の解体工事において、作業員1名が鋼板葺きの屋根上にて親綱を張ろうとしていたところ、屋根が破損して約4.6m下のコンクリート土間に墜落。	40歳代	墜落・転落

死亡・休業災害を撲滅するため現場の総点検、安全教育を実施しましょう！

建設工事では、**墜落転落災害・飛来落下災害・機械災害・転倒災害**の防止を4つの重点として、労働災害防止対策に取り組みましょう！



墜落・転落災害

飛来・落下災害

4つの重点

機械災害

転倒災害



埼玉県のマスコット「コバトン」

詳しくは裏面をご覧ください



埼玉労働局 (<http://saitama-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>) ・労働基準監督署

墜落・転落災害防止対策

- 1 高所での作業には、足場等により作業床を設け、墜落防止用の囲い、手すり等を設けましょう。ハーネス型安全帯の使用に努めましょう。
- 2 作業床を設けることが困難な場合には、親綱を設置し安全帯を使用しましょう。
- 3 屋根・建物の解体や修理、ソーラーパネル設置など、短期間で終了する高所作業の場合には、親綱と子綱（安全ブロック）を使用しましょう。
- 4 はしごを使用する時は、上部と脚部に転移防止措置を講じましょう。また、昇降時には親綱又は安全ブロックを使用しましょう。



機械災害防止対策

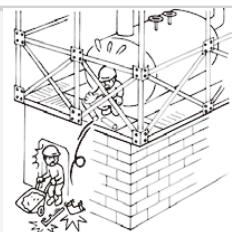


移動式クレーン・ドラッグショベル・高所作業車・鉄骨切断機等の機械の使用時には、

- 1 転倒防止措置を講じましょう。
- 2 資格のある方に作業をさせましょう。
- 3 作業者との接触を防止するため作業半径内の立入を禁止し、やむを得ない場合には、誘導する人を配置しましょう。
- 4 特定自主検査等の法定の定期点検を確実に実施しましょう。

飛来・落下災害防止対策

- 1 上下作業は原則として禁止しましょう。
- 2 物体が落下する危険のある箇所は、防網などにより立入禁止としましょう。
- 3 材料等の揚げ下ろしには、つり網・つり袋等を使用しましょう。
- 4 上方で作業を行っている場合には、下の労働者に保護帽を使用させましょう。



転倒災害防止対策



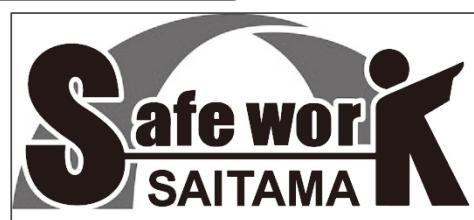
- 1 4S（整理・整頓・清潔・清掃）活動を徹底しましょう。
- 2 床面・通路は、くぼみや段差がなく滑りにくい構造とし、水たまりや雪・氷は除去しましょう。
- 3 通路・階段・出入口に物を放置せず、階段には滑り止めや手すりを設けましょう。
- 4 履物は、滑りにくく安定したもの着用し、走らないことを徹底しましょう。
- 5 冬場の降雪・凍結による転倒・交通事故を防止をしましょう。

「Safe Work SAITAMA」（セーフワークさいたま）について

埼玉労働局では、「Safe Work SAITAMA」（セーフワークさいたま）をキャッチフレーズとして、平成25年度より「埼玉第12次労働災害防止計画」に取り組んでいます。

「Safe Work SAITAMA」ロゴマークは、労働災害の防止などを目的とする場合には自由にご活用いただけます。

詳しくは埼玉労働局ホームページ (<http://saitama-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>) をご覧ください。



「Safe Work SAITAMA」ロゴマーク



埼玉労働局 (<http://saitama-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>) ・労働基準監督署

降雪・凍結による労働災害防止対策

～降雪・凍結による労働災害をなくしましょう！～

降雪・凍結による労働災害防止対策留意事項

1 屋外の移動、作業中における転倒等の労働災害防止について

- (1) 作業床・通路において、段差、側溝等が積雪により隠れ、つまずきの危険がある場合にはポール等の標識の設置等により注意喚起を行うこと。
- (2) 屋外に通じる階段には滑り止めを設けること。
- (3) 凍結が予想される場合には、凍結防止剤を散布すること。
- (4) 滑りにくい靴を着用すること。
- (5) 転倒のおそれのある場所では、上着やズボンのポケットに手を入れたまま歩行しないこと。
- (6) 通路等が凍結しないよう、溜まった雨水等を排除すること。



2 事業場の駐車場等での除雪作業時の労働災害防止について

- (1) 事業場駐車場内でのスリップ事故を防止するため、積雪量に応じて除雪を行うこと。
- (2) 凍結が予想される場合には、凍結防止剤を散布すること。
- (3) 大雪、凍結等の悪天候時には除雪作業を行わないこと。
- (4) 除雪作業は滑りにくい靴を着用すること。
- (5) 除雪作業用のブラシ等の除雪用具を準備しておくこと。
- (6) 段差、側溝、路肩等が積雪により隠れ、つまずきや転落の危険がある場合にはポール等の標識の設置等により注意喚起を行うこと。
- (7) 建設機械等への巻き込まれを防止するため、機械稼動場所の立ち入り禁止措置及び、雪のつまりを取り除くときはエンジンの停止を確認すること。
- (8) 屋根除雪は高所作業車の使用、親綱を取付けて安全帯の使用等墜落防止措置を行い、滑りにくい履物を着用すること。



埼玉労働局 (<http://saitama-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>) ・労働基準監督署

裏面もご覧ください



3 スリップ等の交通事故防止について

- (1) 気象情報を踏まえた、時間に余裕をもった適切な走行計画を作成し、運転者に安全な走行速度を順守させること。
- (2) タイヤレスタイヤ、滑り止め等道路の状況を踏まえた適切な装備を装着し、運転者に対して、急ハンドル、急ブレーキ、急発進によるスリップを防止させること。
- (3) 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく次の措置を徹底すること。
- ① 睡眠時間の確保や適正な労働時間等の管理等の走行管理をすること。
 - ② 降雪等により安全な運転の確保に支障が生じるおそれのある場合は、安全な運転の確保を図るために、運転者に対する必要な指示を行うこと。
 - ③ 異常な気象、豪雪等が発生した場合は、その状況を的確に把握し、運転者に対して迅速に伝達するよう努めること。その際、必要に応じて、走行を中止し、又は安全な場所での一時待機、徐行運転を行わせる等の適切な指示を行うこと。さらに、運転者には、適宜事業場との連絡を取らせ、その指示に従わせること。



4 建設工事現場における労働災害防止について

- (1) 仮設物から積雪を除去する際には、必ず安全帯を使用し、滑りにくい靴を着用するとともに、上層から下層に向けて作業を行うこと。
なお、上層での作業の場合は下層等に立入禁止区域を設定し、労働者の立入りを禁止すること。

5 体調管理の励行等について

- (1) 低温時は体が硬くなり、ちょっとのことで躊躇したり、滑ったり些細なきっかけでバランスを崩す可能性が高くなるので、日頃の健康管理を行うこと。
- (2) 日常の睡眠時間の確保等健康管理に注意させ、作業開始前に準備運動を励行すること。
- (3) 保温性及び運動性の高い服装、滑りにくい履物を着用すること。
- (4) 降雪、凍結時は余裕をもって出勤し、早めに退社するよう指導すること。

6 安全衛生管理について

- (1) 降雪、凍結等による労働災害防止対策を安全衛生委員会等において審議すると。(2) 日常の安全衛生活動(危険予知、ヒヤリハット報告等)において、降雪、凍結等による労働災害防止の意識を高めること。

冬季における凍結等による転倒災害防止のためのチェックリスト

事業場では対策は実施できていますか？

次のチェックリストにより自主点検し、実施できていない対策は、早急に実施しましょう！

1 経営トップ等自らが、労働災害防止を呼び掛けていますか？	はい	いいえ
2 事業場で、過去に凍結等による転倒災害が発生していますか？		
3 発生している場合は、その場所を特定できていますか？		
4 上記3以外で、凍結等により転倒するおそれのある場所を特定できていますか？		
5 上記3及び4の場所には、転倒災害を防止するための対策を実施していますか？		
6 労働者に対する教育・指導は実施していますか？		

雇用保険の適用拡大等について

～平成29年1月1日より65歳以上の方も雇用保険の適用対象となります～

雇用保険の適用拡大について

平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となります（平成28年12月末までは、「高年齢継続被保険者」（※1）となっている場合を除き適用除外です。）。

○ 平成29年1月1日以降に新たに65歳以上の労働者を雇用した場合【例1参照】

雇用保険の適用要件（※2）に該当する場合は、事業所管轄のハローワークに「雇用保険被保険者資格取得届」（以下「資格取得届」という。）を提出（※3）してください。

○ 平成28年12月末までに65歳以上の労働者を雇用し平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合【例2参照】

雇用保険の適用要件（※2）に該当する場合は、平成29年1月1日より雇用保険の適用対象となります。事業所管轄のハローワークに「資格取得届」を提出（※4）してください。

○ 平成28年12月末時点で高年齢継続被保険者（※1）である労働者を平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合【例3参照】

ハローワークへの届出は不要です（自動的に高年齢被保険者に被保険者区分が変更されます。）。

（※1）65歳に達した日の前日から引き続いて65歳に達した日以後の日において雇用されている被保険者。

（※2）1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上の雇用見込みがあること。

（※3）被保険者となった日の属する月の翌月10日までに提出してください。

（※4）提出期限の特例があります。平成29年3月31日までに提出してください。

建設物価調査会のまんがシリーズ !!



大好評！まんがシリーズ最新刊！！

よくわかる 工事現場の安全

平成28年11月発行 定価 1,600円 + 税



土木積算入門 -実行予算編-

平成25年6月発行
定価 2,100円 + 税



めざせ! 現場監督

平成27年5月発行
定価 2,000円 + 税



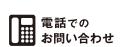
パソコンからの
お申込み

建設物価 BookStore

検索



一般財団法人 建設物価調査会



電話での
お問い合わせ



0120-978-599

県内 プロジェクト紹介①

埼玉県立小児医療センター新病院の移転について

埼玉県病院局小児医療センター建設課

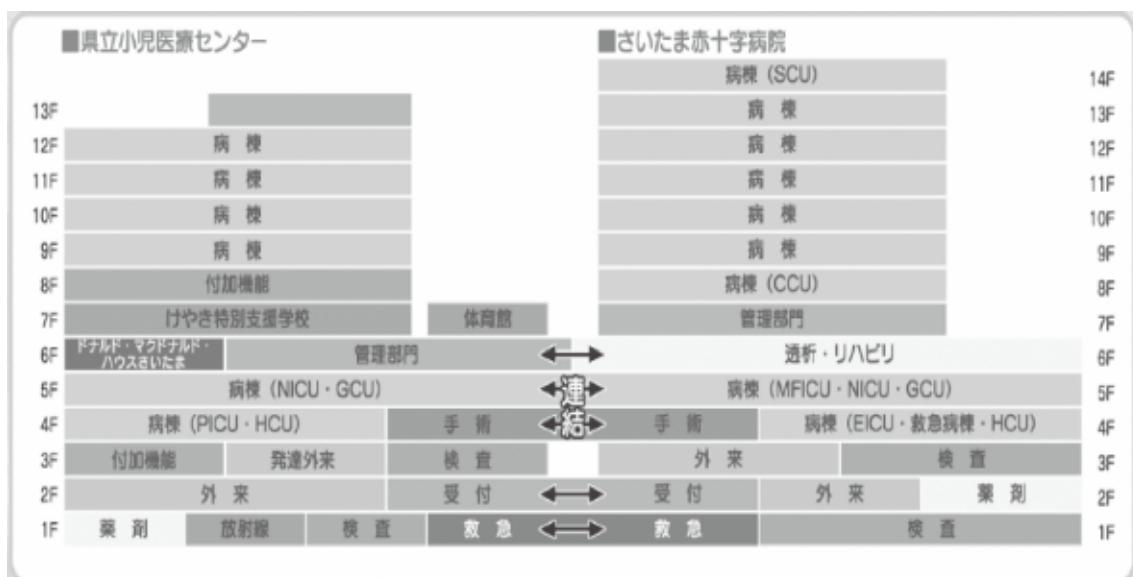
昨年12月、埼玉県立小児医療センターがさいたま新都心に移転しました。

人口・出生数ともに全国5位の埼玉県においては、高度な周産期医療と救急医療体制の整備が求められています。

埼玉県立小児医療センターはさいたま赤十字病院と連携して小さな命を救うための体制を強化し、最先端の小児医療を提供します。

1. 2病院の連結

隣接する2病院は、しっかりと医療の連携を図れるよう、1階・2階・4階・5階・6階が渡り廊下で連結されています。



上
建物外観図
左
2病院をつなぐ渡り廊下の入口

2. 周産期医療の充実

2病院の連携により、出産から新生児治療までを一貫して行います（5階）。重い妊娠合併症などを持つ母親は、さいたま赤十字病院の母体胎児集中治療室（M F I C U）に入院し、疾患を治療しつつ出産までのケアを受けることができます。さらに、生まれた赤ちゃんが低体重児であったり重い疾患を持っていた場合には、すぐに県立小児医療センターの集中治療室（N I C U）に運びます。



県立小児医療センターのN I C Uの様子

3. 救命救急機能の強化

県立小児医療センターの4階に小児集中治療室（P I C U）を14床新設。さいたま赤十字病院に整備する高度救命救急センターとともに、子どもから大人まで診療科の領域を追わず、全ての重篤な救急患者を24時間体制で受け入れます。



P I C Uのイメージ



①

女性技術者による現場見学会について

埼玉県都市整備部営繕課

1. 目的

埼玉県では、公共工事の品質確保の促進に関する法律の基本理念である「将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保」を目的として、建設現場に新たな人材を受け入れ、育成していくための環境づくりを進めています。その一環として「女性技術者の活躍推進」につながる評価項目を設定した総合評価方式による入札を鴻巣女子高校の改修工事でモデル的に実施しました。

この工事において、女子生徒へ建設業の魅力を伝える工夫、女性も働きやすい現場づくりの工夫の一環として現場見学会を開催したものです。

2. 概要

- ・開催日時 平成28年11月15日（火）14時から
- ・場 所 県立鴻巣女子高等学校地内（体育館）
- ・参 加 者 14時～ 大宮工業高校（女子生徒17名、教員2名）
16時～ 鴻巣女子高校（生徒5名、教員3名、職員1名）
- ・内 容 女性技術者との現場見学会及び意見交換会
- ・工事概要 工事名 16鴻巣女子高校体育館ほか全体改修工事
工事内容 体育館 屋根改修、外壁改修、内部壁・床改修、鋼製建具改修
格技場 屋根防水改修、外壁改修
受注者 吾妻工業株式会社
工事期間 平成28年8月5日～平成29年2月21日

3. 意見交換会

はじめに、吾妻工業株式会社の現場代理人の藤原さんから工事の概要、工事を完成させるために必要な作業の種類、工事現場の一日の流れなどの説明がありました。

次に、女性技術者である桃木さんからの、学生時代に取り組んだ軸組模型作りや、商業施設の設計、照明の製作についての説明の中で、当時は建つことなどは考えずに自分が作りたいものを製作していたことや初めは設計に興味があつたが、もともと体を動かすことが好きだったこともあり、現場監督になろうと決めたことなど、自らの体験を踏まえたお話をありました。



説明後、大宮工業高校の生徒から「現場の職業に就くことに対して、親御さんの反対はなかったのか」や「現場監督が作業を行うことがあるのか」などの質問があり、「男性社会なので心配されたが、女性も働きやすい職場であることを説明し、今では良かったと言ってもらえる」、「現場監督は施工の管理を行う仕事であり、ちょっとした作業を行うこともあるが、職人さんの腕には勝てないため作業は行わない」との回答があるなど活発な意見交換が行われました。

4. 現場見学会

改修中の体育館の現場見学では、普段は上ることのない足場にも上がってもらい、天井トラスの塗装改修や屋根の改修後の状況を見学してもらいました。見学の途中では、生徒から腰袋の中身についての質問があり、「現場で必要なものを入れてあり、特にラチェットは現場の足場や仮囲いなどに不備があった時にすぐ直せるよういつも入れている」との説明とともに、ラチェットの使い方を説明してもらいました。

また、女性専用トイレには、きれいや、学校にも欲しいなど驚きの声も聞くことができました。



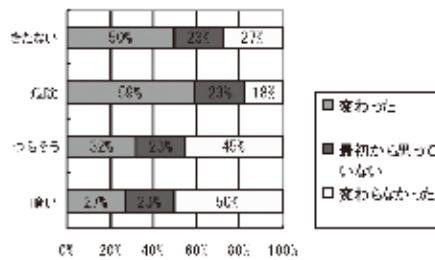
5. 効果検証

現場見学後、参加者を対象に、アンケートを行いました。「現場見学会に参加してどのように感じましたか」の問には全員が「参考になった」、「今後も同様の現場見学会を行った方が良いと思いますか」の問には9割が「はい」との回答でした。また、「建設現場のイメージは変わりましたか」の問では、「きたない」「危険」のイメージが「変わった」+「最初から思っていない」の回答が7割を超えており、実際に現場で足場に上がって見たことによりイメージが変わったと考えられます。さらに、「将来、建設業界で働きたいと思いましたか」の問では、大宮工業高校の生徒では6割近くが「はい」という回答で、現場見学会を通じ建設業の魅力を伝えられたのではないかと考えられます。

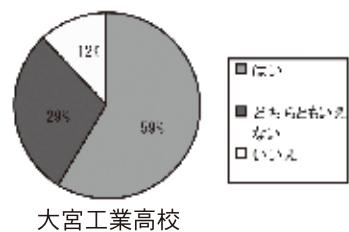
その他、①女性が現場で活躍している事を伝えること、②女性も働きやすい環境を伝えること、③現場見学などを通じて魅力を伝えることが必要ではないかとの意見がありました。

埼玉県では、今回のモデル工事の結果を踏まえ、今後も女性技術者の活躍推進に取り組んで行きたいと考えております。

■建設現場のイメージは変わりましたか



■将来、建設業界で働きたいと思いましたか



その他個別意見

①	女性でも普通に働いていること
	女性も活躍できる職業だということを知らせること
②	女性への気遣いがいろんな箇所に取り入れられている事をアピール
	女性が職人さんの方々とよい人間環境がつくれる環境作り
③	現場見学ができるところがあったら、参加者を募集する
	見学に行くだけでもイメージが変わる

②

『埼玉の建設産業』 ポスター・絵画コンクール表彰式を実施

一般社団法人埼玉県建設産業団体連合会

当連合会は第 38 回『埼玉の建設産業』ポスター・絵画コンクールにおいて、11 月 14 日に埼玉県庁内で初めての表彰式を行いました。当日は優秀賞・特別賞受賞者の対象者 10 名のうち 9 名とその保護者の方々にも参加をいただきました。なお、結果詳細につきましては別冊の『建産連ニュース 2016 特集号』をご覧ください。

優秀賞・特別賞の受賞者は以下の通りです。

◆埼玉県知事賞 (敬称略)

行田市立西小学校 5 年生 向井 玄真

川越市立初雁中学校 2 年生 兼子 幸菜

◆埼玉県教育委員会教育長賞

川口市立並木小学校 4 年生 永井 望亜

春日部市立葛飾中学校 3 年生 真下 隼

◆さいたま市教育委員会教育長賞

さいたま市立浦和大里小学校 3 年生 金井 謙

川越市立初雁中学校 2 年生 原 優美

◆埼玉県建設産業団体連合会会长賞

八潮市立大原小学校 1 年生 大山 晴翔

ふじみ野市立大井東中学校 2 年生 飯森 さくら

◆審査員賞

川越市立川越西小学校 3 年生 伊藤 咲弥

行田市立見沼中学校 1 年生 新 知也



挨拶する島田広報委員長



出席者記念撮影



イベントの様子

③ 建設産業担い手確保・育成ネットワーク事業について

埼玉県内装仕上工事業協同組合

内装工事業界では依然として技能者・技術者不足が続いております。

未来を担う若者たちを育成するためにも、就労環境の改善を図り、技能検定トライアル講習会などの教育訓練を毎年開催し、資格取得・技術向上を推進しております。

人材育成の一環として、外国人技能研修生の資格取得にも協力していきたいと考えております。

又、若者の入職希望者を増員させるべく、工業高校生を対象とした内装工事施工講習会を開催しています。学生さんからも大変好評を頂き、歴年御出席して下さる学生さんも増えております。

今後もこれらの取り組みを通じて国内外の若手技能者の育成に尽力していきたいと思っております。

埼玉県鉄構業協同組合

我々の取り扱う鋼構造物では柱・梁部分の溶接が欠かせない。その溶接部分の検査には確かな知識と技術が要求される。その為組合は「建築鉄骨検査技術者」になるのに必要な資格取得を促進し、確かな知識と技術を持った業界の担い手を確保・育成することとしている。

そこで、9月10日、11日の2日間、東上パールビル(川越市)に於いて、受験のための学科講習会を開催した。受講生は熱心に講義に耳を傾けていた。



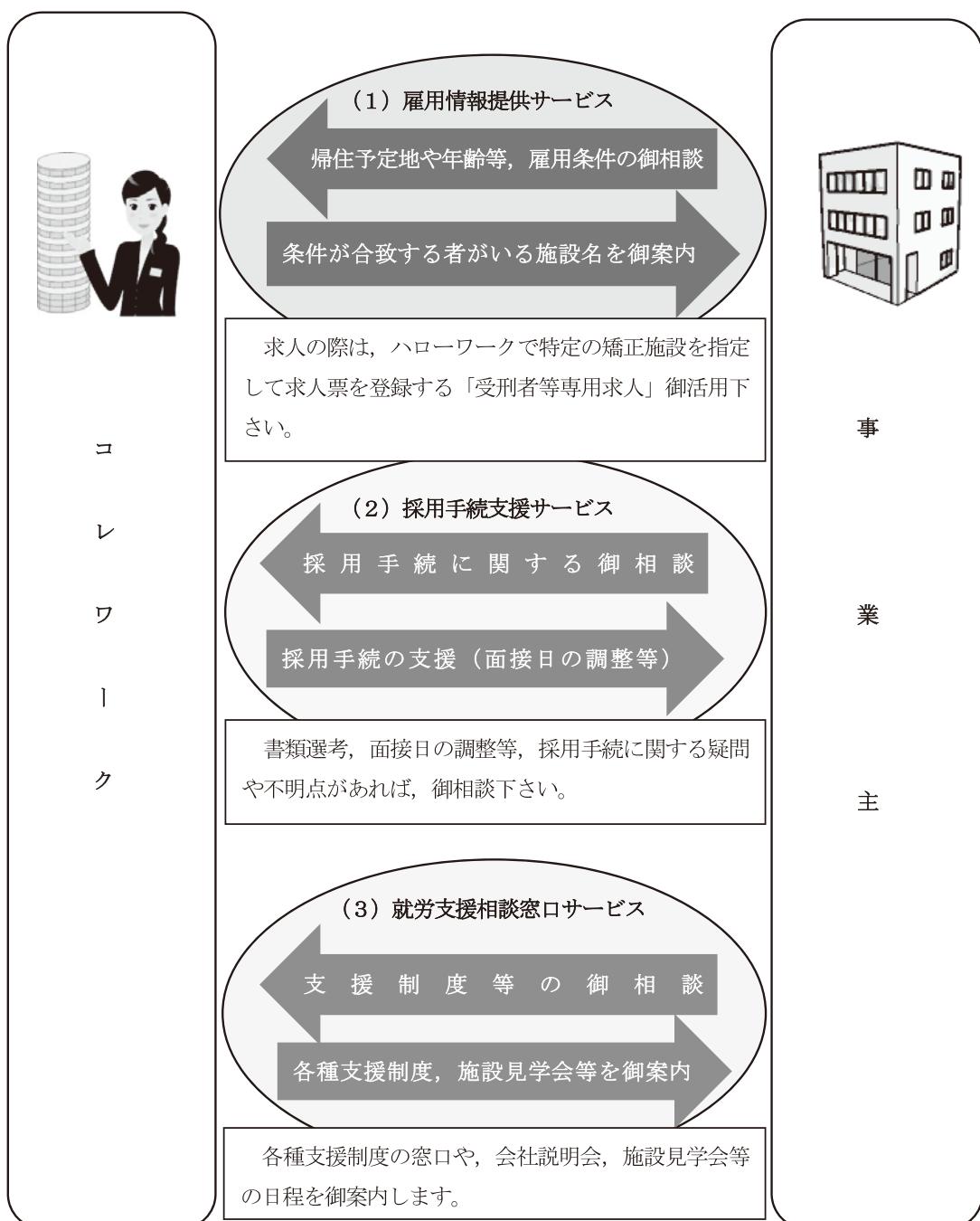
また、独身者の婚活支援を目的に、10月23日に「トトロの森～狭山湖畔散策 婚活イベント」を青年部会が主体となり開催した。当日は里山の豊かな自然に囲まれリラックスした雰囲気の中、総勢40名の参加で4組のカップルが成立したほか、各々連絡先の交換をしている様子も見受けられた。男女の出会いが少ない職場環境になりがちであるが、このようなイベントにより活気のある日常、さらには仕事に対する責任感、やりがいに通じてくれるることを期待している。

④ 刑務所出所者等の雇用を検討されている事業主の方に、採用手続のためのお手伝いをさせていただきます！

コレワーク東日本
(法務省東京矯正管区矯正就労支援情報センター)

～受刑者・少年院在院者を雇用して、人材確保と社会貢献を実現しませんか～

1 コレワークの3つのサービス



2 事業主の方を支える仕組み

刑務所出所者等を雇用する事業主の方を支えるため、様々な支援制度が用意されています。また、法務省や一部の地方公共団体において、入札参加資格審査や総合評価落札方式における優遇措置が設けられています。当センターでもご紹介いたしますので、ご相談ください。

(1) 刑務所出所者等就労奨励金制度

- 就労・職場定着奨励金
- 就労継続奨励金

※ 一定の条件を満たした場合、奨励金が支払われる制度です。詳細はお問い合わせ下さい。

(2) 身元保証制度

身元保証人を確保できない刑務所出所者等を雇用した場合、身元保証契約を締結した日から最長1年間、刑務所出所者等により被った損害のうち、一定の条件を満たすものについて、損害ごとの上限額の範囲内で見舞金が支払われます。

(3) トライアル雇用制度

刑務所出所者等を試行的に雇用した場合、最長3か月間、月額4万円が支払われます。

※ 一定の条件を満たしている必要があります。詳細はお問い合わせ下さい。

3 職業訓練の御紹介

全国の刑事施設では様々な職業訓練を実施しており、免許や資格を取得することができます。建設分野で活かすことのできる職業訓練の一部を御紹介致します。



▲建設く工事科
【取得可能な資格】
玉掛け技能講習
小型移動式クレーン
運転技能講習等



▲建設機械科
【取得可能な資格】
大型特殊自動車運転免許
クレーン・デリック運転士等



▲電気通信設備科
【取得可能な資格】
第2種電気工事士
消防設備士（乙種第4類）等

<お問い合わせ先>

コレワーク東日本

(東京矯正管区矯正就労支援情報センター)

北海道、東北、関東、東海・北陸地区担当

【所在地】

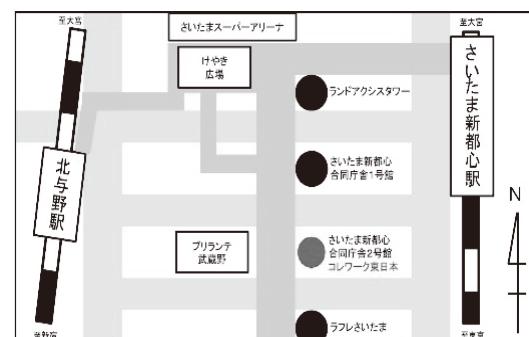
〒330-0081 さいたま市中央区新都心2-1

さいたま新都心合同庁舎2号館1階

【電話番号】 048-601-1608

【e-mail】 recruit@inmates-tokyo@cccs.moj.go.jp

【受付時間】 平日 10:00~17:00



従業員の職場定着など、雇用管理面でお困りの事業主の皆さんへ

取り組みませんか？ 「魅力ある職場づくり」で生産性向上と人材確保

思うように従業員の採用ができない、経験を積ませたいが従業員がなかなか職場に定着しないなど、従業員の雇用管理でお悩みではありませんか？

従業員にとって働きやすく働きがいのある「魅力ある職場」では、従業員の働く意欲、業績、生産性向上や人材確保に効果があることが調査で明らかになっています。

「魅力ある職場づくり」を進めるためには、評価や待遇、人材の育成、ワーク・ライフ・バランスの実現できる環境整備など、従業員の視点に立った雇用管理を実施することが効果的です。

従業員の視点に立った雇用管理改善を行って、「魅力ある職場づくり」に取り組みませんか？

従業員の意欲・業績アップ・人材確保にお悩みの事業主の皆さん、

従業員の視点に立った「魅力ある職場づくり」が有効です！

「魅力ある職場」では、以下の効果があります

- ①従業員の意欲の向上 ②業績・生産性の向上 ③人材確保

「魅力ある職場づくり」の取り組みのポイントは2つ

1. 「魅力ある職場」は、従業員にとって働きやすく働きがいのある職場です。
「顧客満足度」だけでなく「従業員満足度」も重視しましょう。
2. 「魅力ある職場づくり」は、
従業員の目線で、継続した取り組みを行うことが重要です。

2・3ページの調査結果をご参考ください

出典：厚生労働省「今後の雇用政策の実施に向けた現状分析に関する調査研究事業」（平成27年）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000127983.html>



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL280000雇企00

?

では、「魅力ある職場づくり」で何をすればいいでしょうか??

答えは・・・

“従業員の視点に立った取り組み”です

「魅力ある職場づくり」への
課題

従業員の視点



従業員の視点に立った
「魅力ある職場づくり」
の取り組み例

賃金等処遇
に関する課題

- ・働き続けても収入が増えない
- ・成果を上げても賃金が上がらない

労働時間・休暇等
に関する課題

- ・業務が忙しく年休が取れない
- ・長時間勤務が解消できない

多様な働き方(制度)
に関する課題

- ・家庭の事情があり、フルタイムで働き続けることが難しくなった。

長期就業で得られる
キャリアビジョンが不明確

- ・若手とベテランが同じ業務・職責で働いていて、ステップアップが見込めない。

成長機会
に関する課題

- ・自分の成長を感じられない。
- ・新卒者育成の余裕がない。

福利厚生
に関する課題

- ・福利厚生制度がない

- ★能力評価制度の導入
- ★スキルや成果に応じた報酬制度の制定
- ★賃金テーブルの整備
- ★人事評価シートによる客観性の高い人事考課制度
- ★退職金制度の導入

- ・計画的な年休制度の策定
- ・業務見直しによる労働時間の削減

★短時間正社員制度の導入

- ・勤務体系の多様化やシフト制の工夫
- ・テレワークの導入

- ★キャリアパスの明示や能力評価制度の導入
- ★スキル向上のための各種研修の実施

- ★キャリアパスに応じた教育研修制度の整備
- ★メンター制度の導入

- ★人間ドック・健康診断等の導入
- ・休暇制度の導入（リフレッシュ休暇、誕生日休暇等）
- ・財形制度の導入

上記の『従業員の視点に立った「魅力ある職場づくり」の取り組み例』の一部（★の項目）について、職場定着支援助成金を活用できる可能性があります！ 詳しくは次のページで…



～「魅力ある職場づくり」の取り組みのために～

職場定着支援助成金を活用しませんか

- 厚生労働省では、雇用管理制度（評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度、短時間正社員制度(保育事業主のみ)）の導入等を通じて、離職率低下に取り組む事業主への職場定着支援助成金による支援を実施しています。
(平成27年度は延べ5,485件の助成金の申請がありました)
- 利用者からは「従業員が、（健康づくりの）制度があることにより、安心して働くことができる」「就業規則の整備等により、労使間の信頼関係が構築できた」（※）といった声をいただいている。 （※平成27年度 厚生労働省調査より）

職場定着支援助成金を活用した事業主さまからの声

評価・処遇制度の導入効果

- ・評価者となることで、管理者としての意識が高まった。
- ・従業員の意識変化および意欲の向上につながった。
- ・就業規則の整備等により、労使間の信頼関係が構築できた。

研修制度の導入効果

- ・事業所の人材育成への注力を感じた従業員のモチベーション向上につながった。
- ・従業員のスキルアップにつながった。
- ・事業所における研修の必要性を再認識した。
- ・新卒の定着率が向上した。
- ・人材育成を行っていることをアピールすることで、他社と差別化することができ、より人材が集まりやすくなかった。

健康づくり制度の導入効果

- ・従業員が、制度があることにより、安心して働くことができる。
- ・会社への信頼感が増した。
- ・健康管理の意識が向上した。
- ・採用説明時に健康制度の存在をアピールでき、安心して入職してもらえる。
- ・労働環境の向上につながる。



◆ 職場定着支援助成金（個別企業助成コース・雇用管理制度助成）の助成額

制度を導入した場合に**10万円**を助成するほか、雇用管理制度の運用を経て離職率低下目標を達成できた場合に**60万円**を助成します。

※職場定着支援助成金では、この他に、従業員の身体的負担軽減のために介護福祉機器の導入等を行った場合の助成、介護または保育事業主が賃金テーブルの整備を行った場合の助成を行っています。

詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000053276.html>

その他の雇用関係助成金

新たに従業員を雇い入れる場合や、従業員の職業能力の向上を図る場合などに助成を行っています。詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

⇒http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index.html

人材育成

従業員の育成を図る場合の助成金など、さまざまな支援策を用意しています。

詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

⇒ http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/shokugyounouryoku/for_employer/index.html

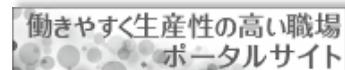
「魅力ある職場づくり」に活用できるツール・相談支援のご案内

厚生労働省では、「魅力ある職場づくり」に活用できる各種ツールの提供や相談支援を行っています。「魅力ある職場づくり」に取り組むにあたり、ぜひご活用ください。

「働きやすく生産性の高い職場のためのポータルサイト」

「働きやすく生産性の高い職場」のための情報を集めたポータルサイトです。雇用管理取り組み事例、助成金などの支援策や「働きやすく生産性の高い企業・職場表彰」等に関する情報を掲載しています。

⇒<http://www.koyoukanri.mhlw.go.jp/>



「働きやすい・働きがいのある職場づくり事例集」

「評価・処遇」「人材育成」「業務管理・組織管理」「人間関係管理」に取り組む中小企業の事例を、業種別・取り組み別に紹介しています。

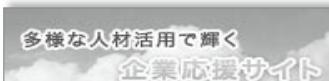
⇒http://www.mhlw.go.jp/chushoukigyou_kaizen/



「多様な人材活用で輝く企業応援サイト」

優秀な人材の確保、人材の定着、従業員のモチベーション向上を実現するため、正社員への転換、人材の育成、処遇の改善など、非正規雇用の労働者のキャリアアップに向けた取り組みを積極的に行い、効果を上げている企業の事例などを紹介しています。

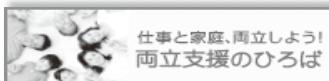
⇒<http://www.tayou-jinkatsu.jp/>



女性の活躍・両立支援総合サイト

企業における助成活動の情報や、仕事と家庭（育児・介護などを含む）の両立に役立つ情報を掲載しています。

⇒<http://www.positive-ryouritsu.jp/>



「パート労働ポータルサイト」

パートタイム労働法の概要、自社診断や短時間正社員制度の導入・運用を支援するための情報など、パートタイム労働者が活躍できる職場環境づくりに役立つ総合的な情報を掲載しています。

⇒<http://part-tanjikan.mhlw.go.jp/>



「働き方・休み方改善ポータルサイト」

企業の皆さまが、自社の社員の働き方・休み方の見直しや、改善を図る際に役立つ情報を提供しています。

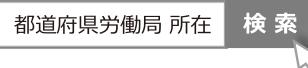
⇒<http://work-holiday.mhlw.go.jp/>



働き方・休み方改善コンサルタントによる相談

各都道府県労働局に配置された「働き方・休み方改善コンサルタント」が、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進など、働き方・休み方の改善に取り組む事業主などに対し相談、助言・指導を行っています。

⇒<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaianai/roudoukyoku/>



① 埼玉県総合評価方式

技術提案の作成ポイント！

～評価されやすくなる提案を目指しましょう～

総合評価方式における技術提案の中には、提案の趣旨をより明確にしたり、入札説明書をよく読んで書いてもらえば、評価に繋がるものがあります。

そこで今回は、書き方などに注意してほしい提案例と作成ポイントの一部を紹介します。

提案例 1

（例えば、入札説明書では「求める提案数は三つ以内」の場合…）

提案①、提案②、提案③、提案④、提案…

～担当者の一言～

求めてる提案数は三つ
なのに、なんで四つ以上ある
んだろう…？

作成ポイント 1

- ・一工夫に関する提案の評価は提案順に行い、求める提案数を超えた提案は評価しません。
- ・入札説明書で求めている提案数をよく確認し、求める提案数を超えた提案はしないでください。

提案例 2

「〇〇のためAを行い、かつBを行う。さらにCを行う。」
という提案。

～担当者の一言～

一つの提案に複数の案が書かれてる様に読めるけど、
どれが提案なのかわからない
なあ…？

作成ポイント 2

- ・一つの提案に対して案は一つにしましょう。また、提案したい行為は何なのか明確にしましょう。
- ・複数の案がある場合、「悪影響を及ぼす」案などがあると、他の案がよくても一つの提案全体が評価されません。

提案例3

別添参考資料のとおり現場で対応します。

～担当者の一言～

本文には表ではなく、文章で書いてくれないと提案がわからなくなあ……？

作成ポイント3

- ・本文「施工管理等計画書」には、提案は基本的に文章でわかるように書いていただくようお願いします。
- ・提案内容を図や表、写真などで補足説明する必要がある場合は添付資料にまとめてください。

提案例4

(例えば、入札説明書で求めているのは「コンクリート打設時における工夫」の場合…)
「養生時の工夫によるコンクリートの品質確保…」という提案。

～担当者の一言～

打設時の工夫を求めているのに養生時の工夫が書いてあるけど……？

作成ポイント4

- ・求めているのが打設時の場合は、養生時の工夫を提案されても、求める工夫に該当しないため評価されません。
- ・求めている工夫は何なのか(一連の工程でどの段階の工夫など)、入札説明書を確認しましょう。

提案例5

「コンクリート打設後、直接風や日光が当たらないようブルーシート等で覆い、水分の蒸発を防ぐ。」という提案。

～担当者の一言～

この提案は基準書に書かれているから標準的な提案では……？

作成ポイント5

- ・県実務要覧あるいはコンクリート標準示方書に標準的な養生の方法として記述されている例です。このような提案は標準的な提案として評価されません。
- ・提案しようとする内容が、関連する基準書等にどのように書かれているか確認し、より具体的かつ効果のある提案にしましょう。

技術提案を作成するときは、上記のような視点でのチェックをお願いします。なお、これらの主な視点は、「入札参加者のための埼玉県総合評価方式『技術資料作成の手引き(ver6.0)』P113~118」に記載されているので参照してください。

より良い施工管理でポイントアップを（農林工事担当）

施工管理とは、工事における工程・品質・出来形の管理を指します（土木工事施工管理基準）。この管理をより「良く」行うには、工事内容の把握、適切な施工計画書、発注者との信頼関係など、一連の体制を整えることが重要で、評価のポイントアップに繋がります。

主な留意点は、以下のとおりです。

【施工計画書】

工事内容や現場条件はそれぞれ異なります。

計画書作成にあたっては、仕様書や現場状況を把握し、現地に即した施工方法、明確な管理基準、効果的な創意工夫などを計画立てることが大変重要です。

施工計画書は、工事実施のための施工管理のもととなるものですから、常に現在の状況を反映しているものであり、発注者にも分かりやすいものが望されます。



【工程・品質・出来形管理】

工事を行うには、施工計画書に基づき工程・品質・出来形の管理をする必要があります。

工事が予定通り進んでいるか、管理基準が計画書どおり守られているかは、工事検査でも成績の良し悪しに關係してきます。特に品質管理は材料や製造品の管理把握も重要なので留意してください。もちろん、安全や原価への配慮は必要です。

また、元請業者は下請工事の監督・引き取りに責任をもってあたってください。



透明なアクリル板型枠。コンクリート打設時のパイプレーターのかけ方や気泡の状況を確認・把握し品質向上に貢献



急峻な斜面地における出来形管理。現地の状況に合わせることで、出来ばえも向上

【変更事項発生】

工事を進める中で、工事条件の変化が生じるほか、当初の仕様書で不明な点なども判明します。特に、自然を多く相手にする農林工事では、これらによる工事内容の変更は避けられません。発注者と協議のうえ施工計画書を見直し、適切に進めましょう。



急峻な地形の中での森林管理道開設。斜面の微地形の変化や水の処理などで変更を余儀なくされることが多い



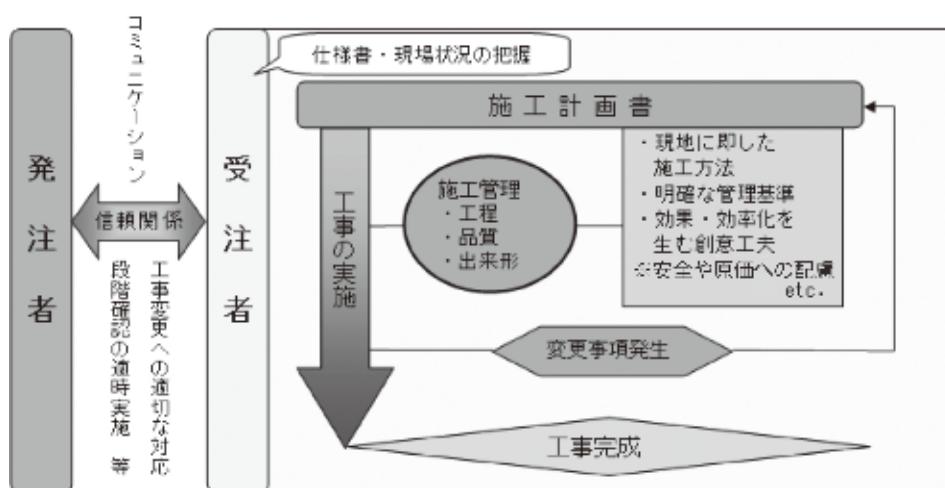
沼底安定のための沼土改良工。セメント固化材の配合変更など、発注者との協議・調整が必要

【信頼関係の構築】

良い構造物は、受注者と発注者が一体となって造り上げていくものです。工事の目的や現場の進捗など共に理解し、段階確認などを適時適切に行うほか、日頃のコミュニケーションを大切にして信頼関係を築いていくことが大切です。



適切な現場整備の施工のため、受注者、発注者、地元関係者間での現場確認による信頼関係の構築



(問合せ先)

- 総合評価に関すること 埼玉県総合技術センター代表 048(788)2899 総合評価担当(南部、東部、西部地域)
熊谷県土整備事務所駐在 048(533)8431 総合評価担当(北部地域)
- 工事検査に関すること 埼玉県総合技術センター代表 048(788)2899 工事検査担当(土木、農林、建築、設備)

土木構造物の補修・補強(その4)鋼疲労部材の応急補修

鋼疲労部材の応急補修

(1) 疲労き裂とは

1985年、日航ジャンボ機が御巣鷹山に墜落し、その後、「金属疲労」のことが新聞やテレビで報道され、疲労き裂を見逃すと脆性破壊事故に繋がることが広く世の中に認識された。

鉄道ではバラスト(玉砂利)を使わない開床式の鉄橋が採用されており、死荷重(固定荷重)に対する活荷重(移動荷重)の比率が大きく、列車通過時の各部材発生応力が高くなり、古くから疲労に対して配慮した構造設計を行っている。一方、道路橋では、死荷重応力が占める割合が高く、疲労の問題はあまり生じないとされてきた。しかしながら、1980年頃より鋼道路橋の疲労による損傷事例が報告されるようになった(図1参照)^{1),2)}。

(2) 疲労き裂の原因

疲労き裂の構造的原因は、製作時の溶接欠陥、溶接継手部の局所的な応力集中、不適切な構造詳細、および予期せぬ振動の発生等である。その他、供用状態等から生じる疲労き裂の原因是、車両の増加や悪質な過積載車両の横行にあるとされている。そこで、2002年に「鋼道路橋の疲労設計指針」が発刊され、疲労設計が義務づけられるようになった³⁾。ただし、これ以前に設計施工された道路橋は疲労設計を行っておらず、現在においても疲労損傷事例が発生し続けている。

(3) 疲労き裂の応急補修

疲労き裂の補修方法を表1に示す。図2は疲労き裂が発生した箇所に応急的な処置として、ストップホールを開けている図である²⁾。本応急処置工法の留意点は以下の通りである。

- ①同図a) のように疲労き裂先端を確実に円孔で取り除く。同図b) は悪い施工事例である。
- ②孔径は24mm程度とし、高力ボルトによる添接にて最終補修できるようにする。
- ③ドリルの孔壁面の切削傷を棒グラインダ等で仕上げて、孔表面のバリ取りを行う。
- ④孔開け後は、き裂が孔の縁に残っていないか検査(磁粉探傷や浸透探傷試験)により確認する。

文 献 1) Wisconsin Department of Transportation and the Federal Highway Administration : HOAN BRIDGE FORENSIC

INVESTIGATION FAILURE ANALYSIS FINAL REPORT,2001.6

2) 日本道路協会：鋼橋の疲労、平成9年5月

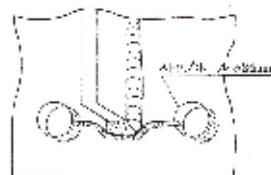
3) 日本道路協会：鋼道路橋の疲労設計指針、平成14年3月



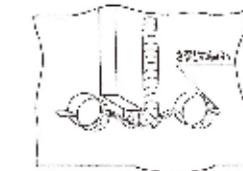
図1 疲労き裂から脆性破壊
(米国 Hoan Bridge¹⁾)

表1 疲労き裂の補修

応急処置	補修方法
ストップホールによる き裂進展の防止対策	・溶接による補修 ・添接板による補修



a) き裂先端を取り除いた例



b) き裂先端が残った例

図2 ストップホール施工²⁾

講習会案内

(8)

講習会案内

団体名	講習名	講習予定日	会場
埼玉県電気工事工業組合 048-663-0242	職長・安全衛生責任者教育	第2回:1月23・24日	埼玉電気会館
	低压電気取扱者特別教育(学科)	第2回:1月31日	埼玉電気会館
	太陽光発電設置	2月14・15日	埼玉電気会館
	振動工具作業従事者安全衛生教育	2月17日	埼玉電気会館
	自由研削砥石の取替え等の業務特別教育	2月24日	埼玉電気会館
	引込線工事教育	厳冬期 1日間	埼電工組の各支部の計画による
一般社団法人埼玉県建築士事務所協会 048-864-9313	平成28年度「開設者・管理建築士のための「建築士事務所の管理研修会」	2月9日	埼玉建産連研修センター 202会議室
	「実務者のための設計・監理契約書」講習会	2月11日	埼玉建産連研修センター 200会議室
一般社団法人 埼玉県鉄構業協同組合 049-235-9900	安全大会	2月8日	組合 鉄構会館
	UT学科講習会	2月4・5・11・12日	組合 鉄構会館
	原価管理実践講習会	3月22日	組合 鉄構会館
	性能評価研修会	4月初旬	組合 鉄構会館
建設業労働災害防止協会埼玉県支部 048-862-2542	地山の掘削及び土止め支保工 作業主任者技能講習 (埼玉労働局長登録第255号)	1月24～26日 4月25～27日	埼玉県県民活動総合センター
	足場の組立て等作業主任者技能講習 (埼玉労働局長登録第1号)	2月7～8日 4月20～21日	埼玉県県民活動総合センター
	型枠支保工の組み立て等作業主任者 技能講習 (埼玉労働局長登録第2号)	3月14～15日	埼玉県県民活動総合センター
	木造建築物の組立て等 作業主任者技能講習 (埼玉労働局長登録第132号)	2月23～24日	埼玉県県民活動総合センター
	ずい道等の掘削等作業主任者技能講習 (埼玉労働局長登録第137号)	3月7～8日	埼玉県県民活動総合センター
	ずい道等の覆工作業主任者技能講習 (埼玉労働局長登録第138号)	3月9～10日	埼玉県県民活動総合センター
	足場の組立て等特別教育 (時間短縮3時間)	1月30日	埼玉建産連研修センター
	足場の組立て等特別教育 (6時間教育)	4月11日	埼玉建産連研修センター
	自由研削といしの取替え等の業務に係る 特別教育	4月14日	埼玉建産連研修センター
	職長・安全衛生責任者教育	1月19～20日 2月27～28日 4月18～19日	埼玉建産連研修センター
	建設工事統括安全衛生管理講習 (CPDS認定講習)	2月16日	埼玉建産連研修センター
	施工管理者等のための足場点検実務者研修 (CPDS認定講習)	2月14日	埼玉建産連研修センター
埼玉県内装仕上工事業協同組合 TEL:048-521-7711	技能検定トライアル実技・学科講習会 (7日 間程度)	7月～8月	未定
	工業高校生施工講習会 (1日間)	7月～8月	未定

※詳細は各団体へ直接お問い合わせください。

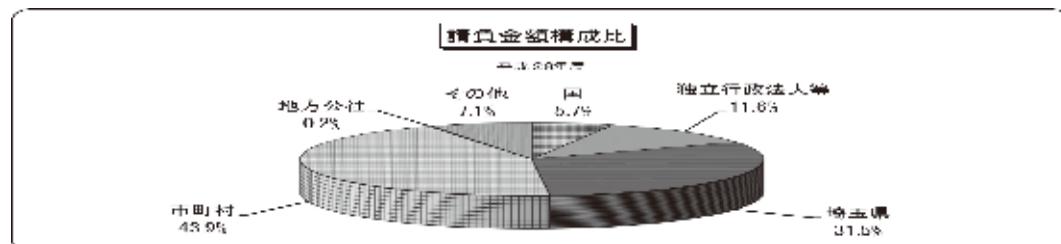
県内経済の動き

前払金保証から見た 県内の公共工事等の動き(平成28年4月～11月)

<概要>

平成28年度の埼玉県内における前払保証取扱件数は11月末現在で5,702件と前年度同期に比べ0.6%減少し、請負金額でも3,195億円と前年度同期比5.3%減少しました。発注者別に見ると、独立行政法人等及び埼玉県で件数・請負金額とも増加したものの、国、市町村で件数・請負金額とも減少しました。

発注者	区分	平成28年度		平成27年度		対前年度増減率(%)	
		件数	請負金額	件数	請負金額	件数	請負金額
国	国土交通省	121	15,594	131	27,115	-7.6	-42.5
	農林水産省	22	569	12	172	83.3	230.6
	その他の	19	2,051	23	2,195	-17.4	-6.5
小計		162	18,216	166	29,483	-2.4	-38.2
独立行政法人等	都市再生機構	70	21,089	54	7,821	29.6	169.6
	東日本高速道路(株)	30	13,854	25	16,962	20.0	-18.3
	水資源機構	57	1,693	64	6,917	-10.9	-75.5
	その他の	7	383	20	1,791	-65.0	-78.6
小計		164	37,021	163	33,492	0.6	10.5
埼玉県	県土整備部	772	22,628	750	19,927	2.9	13.6
	都市整備部	177	11,806	187	13,847	-5.3	-14.7
	農林部	144	2,692	141	2,782	2.1	-3.2
	企業局	210	14,084	199	13,510	5.5	4.3
	下水道局	105	5,273	90	4,019	16.7	31.2
	警察本部	20	2,022	22	626	-9.1	222.8
	その他の部局	83	23,505	109	19,254	-23.9	22.1
	その他の都県	22	18,493	29	10,855	-6.6	186.6
小計		1,533	100,507	1,527	84,824	0.4	18.5
市町村	市	3,194	130,609	3,246	160,210	-1.6	-18.5
	町	341	9,492	358	9,079	-4.7	4.6
	村	8	255	4	50	100.0	404.0
	小計	3,543	140,357	3,608	169,340	-1.8	-17.1
地方公社	道路公社	7	84	3	45	133.3	83.4
	農林公社	9	299	7	46	28.6	540.2
	住宅供給公社	5	201	4	273	25.0	-26.4
	その他の	0	0	3	1,636	—	—
小計		23	641	19	2,044	21.1	-68.6
その他		277	22,791	254	18,326	9.1	24.4
合計		5,702	319,536	5,737	337,511	-0.6	-5.3



<中間前払金保証取扱状況>

市町村における中間前払金保証取扱件数は11月末現在で103件と前年度同期に比べ21.2%増加したものの、請負金額が90億円と前年度同期比43.0%減少しました。発注者別に見ると、さいたま市、飯能市等で件数・請負金額とも増加しました。一方、川越市、東松山市では、件数が減少したものの、請負金額が増加しており、大型工事での利用が窺えます。

市町村別保証取扱高(中間前払金)

(金額単位:百万円)

発注者	区分	平成28年度		平成27年度		対前年度増減率(%)	
		件数	請負金額	件数	請負金額	件数	請負金額
市町村	さいたま市	24	3,305	21	2,382	14.3	38.7
	川越市	1	219	2	34	△ 50.0	534.3
	熊谷市	2	44	0	0	-	-
	川口市	3	103	0	0	-	-
	飯能市	5	433	3	276	66.7	56.4
	東松山市	6	160	7	151	△ 14.3	6.0
	春日部市	1	17	1	33	0.0	△ 49.4
	羽生市	2	368	0	0	-	-
	深谷市	4	159	0	0	-	-
	朝霞市	12	496	12	637	0.0	△ 22.0
	新座市	5	566	1	107	400.0	427.1
	和光市	1	103	0	0	-	-
	八潮市	5	598	0	0	-	-
	富士見市	2	36	2	212	0.0	△ 82.9
小計		78	6,966	54	4,949	44.4	40.8
その他		2	82	2	116	0.0	△ 28.9
合計		103	9,085	85	15,940	21.2	△ 43.0

部分払いに代わる資金調達手段として市町村で導入が進んでいる中間前払金制度（前払率 20%）は、平成 28 年度は 7 市 1 町、平成 27 年度は 4 市で導入されました。

着工資金の前払金 (40%) に加え施工途中で中間前払金 (20%) を利用することにより、請負代金額の 60% を前払金として活用することができます。

中間前払金制度等の導入状況

(平成28年12月1日現在)

発注者	導入日	支出基準	業務委託適用金額(万円以上)
埼玉県	H11.04.01	請負金額50万円以上	50
さいたま市	H20.06.20	請負金額500万円以上、工期2ヶ月超、支出限度額1億円	300
さいたま市 川口市 戸田市	H28.04.01 H25.04.01	予定価格300万円以上、支出限度額5,000万円 請負金額130万円以上、工期60日超、支出限度額5,000万円	300
朝霞市 和光市 志木市 新座市	H26.07.15 H27.08.25 H14.06.01 H26.04.01	請負金額130万円以上、工期60日超、支出限度額1億円 請負金額500万円以上、工期2ヶ月超、支出限度額1億円 請負金額500万円以上、工期5ヶ月超、支出限度額2億円（原前払金を含む） 請負金額500万円以上、工期2ヶ月超	
北本 上尾市 桶川市	H24.04.01 H28.04.01	請負金額500万円以上、工期3ヶ月超、支出限度額1億円 請負金額500万円以上、工期3ヶ月超、支出限度額2,500万円	300
川越市 所沢市 富士見市 三芳町	H24.04.01 H28.04.01 H27.04.01 H28.04.01	請負金額500万円以上、工期60日超、支出限度額5,000万円 請負金額500万円以上、工期90日超、支出限度額5,000万円 請負金額500万円以上、工期2ヶ月超、支出限度額5,000万円 請負金額500万円以上、工期60日超、支出限度額5,000万円	300 300 300 500
飯能 東松山 秩父	飯能市 東松山市 秩父市	請負金額500万円以上、工期60日超 請負金額130万円以上、工期2ヶ月超 請負金額500万円以上、工期2ヶ月超、支出限度額5,000万円（原前払金を含む）	500 130
熊谷 深谷市	H24.04.01 H28.04.01	請負金額500万円以上、工期60日超、支出限度額5,000万円 請負金額500万円以上、工期60日超、支出限度額7,500万円	
行田	行田市 羽生市	予定価格500万円以上、支出限度額5,000万円 請負金額500万円以上、工期90日超、支出限度額5,000万円	300
越谷	越谷市 草加市 三郷市 春日部市 八潮市 吉川市	請負金額500万円以上、工期90日超、支出限度額5,000万円 請負金額300万円以上、工期3ヶ月超 請負金額500万円以上、工期60日超、支出限度額2,000万円 請負金額300万円以上、工期60日超、支出限度額3,000万円 請負金額500万円以上、工期60日超、支出限度額3,000万円 請負金額300万円以上、工期60日超、支出限度額3,000万円	100

お問い合わせ先 東日本建設業保証株式会社

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂 4-3-15 K S ビル 5 階

TEL : 048-861-8885、FAX : 0120-027-336、URL <http://www.ejcs.co.jp/>

建産連 だより

平成28年度埼玉県優秀建設工事表彰式 20企業20工事が受賞 (一社)埼玉県建設産業団体連合会

埼玉県は11月10日午前11時から、知事公館において「平成28年度埼玉県優秀建設工事施工者表彰式」を開催した。

県では、27年度に完成した表彰対象工事80件の中から優秀賞11件と、特別奨励賞9件を選定、上田知事からそれぞれ表彰状が手渡された。

受賞者を代表して、西武建設の中村仁社長が「今回の栄誉をはげみとして、さらに技術の研鑽に励み、より品質の高い工事を完成させるべく努力していきたい」と謝辞を述べた。

受賞した会員企業は次のとおり。

【優秀賞】

土木部門

◎島村工業一川のまるごと再生プロジェクト推進工事（下里拠点整備工）

◎伊田テクノス一小川西陸橋ほか1橋耐震補強工

◎古郡建設一伊勢崎深谷線上武大橋下部工P6

◎小川・田部井JV一伊勢崎深谷線上武大橋下部工P7

◎西武建設一上赤坂中継ポンプ所7号送水調整池築造工事

◎金杉建設一越谷吉川線吉川橋P1橋脚工

◎和光建設一南部第二準幹線合流遮集バイパス管築造工事

◎長若建設一向山村生活安全対策工事

建築部門

◎吾妻工業一さいたま文学館・桶川市民ホール外壁等改修工事

設備部門

◎埼玉電設一埼玉スタジアム2002スタジアム音響設備更新工事

◎丸電一西南部地域特別支援学校特教棟ほか改修電気設備工事

【特別奨励賞】

土木部門

◎サクラ建設一川のまるごと再生プロジェクト推進工事（樋ノ橋護岸工）

◎ケイワールド日清一綾瀬川樋管工

◎オザワロード一しらこばと公園北・東エリア整備工

◎守屋八潮建設一国道140号9号橋下部工

◎真下建設一前橋長瀬線舗装指定修繕工事

◎山崎建設一第201号ほ場整備工事

建築部門

◎丸和工業一西南部地域特別支援学校普通教室棟改修その他工事

設備部門

◎新研設備工業一総合リハセン棟自動制御設備ほか改修工事

◎前澤工業一中川流域処理場放流ポンプ合流槽機械設備工事

連合会日誌

平成28年

10月17日(月)	第2回正副会長会議
10月24日(月)	第3回正副会長会議
10月25日(火)	広報委員会
10月25日(火)	新入社員研修会
～26日(水)	
11月10日(木)	埼玉県優秀建設工事施工者表彰式
11月14日(月)	『埼玉の建設産業』ポスター・絵画コンクール表彰式
11月17日(木)	建設産業研修会
11月28日(月)	埼玉県企業局優秀建設工事施工者等表彰式
12月5日(月)	県庁(渡り廊下)で、ポスター・絵画コンクール入賞作品を展示
～16日(金)	
12月9日(金)	全国建産連 専門工事業全国会議
12月13日(火)	第2回理事会
12月28日(水)	仕事納め
12月29日(木)	年末年始休館
～平成29年1月4日(水)	

会員だより

○埼玉県電気工事工業組合

第11回森林ボランティア活動を実施

埼玉県電気工事工業組合(沼尻芳治理事長)は11月9日(水)の午前9時から、埼玉県秩父郡横瀬町大字芦ヶ久保地内の公益社団法人埼玉県農林公社の営林地において、青年部会(外村達也会長)を中心に85名が、森林ボランティア活動に参加し、桧の枝打ち作業を行い、森林の育成に貢献した。この森林ボランティア活動は平成18年から毎年実施しており、今回で11回目となる。

当日の入山式では、主催者の沼尻理事長及び青年部会の外村会長が挨拶を述べた。続いて、来賓の横瀬町の富田能成町長、(公社)埼玉県農林公社の前田敏之理事長、東京電力パワーグリッド(株)熊谷支社の大元浩司支社長が挨拶を述べた。

引続いて、(公社)埼玉県農林公社主催の感謝状贈呈式が行われ、埼電工組へ木製の感謝状が贈呈された。その後、「森づくり協定」締結式が行われ、同公社と工組で平成24年から5年間締結していた同公社営林地の環境整備・保全を目的とした「森づくり協定」を新たに平成33年まで更新した。

その後、(公社)埼玉県農林公社の指導員から、枝打ち作業を行うまでの注意事項の説明を受けた後、参加者は5班に分かれ、芦ヶ久保地内でノコギリを使って作業を行った。

当日は木枯らし1号の冷たい風が幾分吹いてい



森林ボランティア活動参加者

たものの天候に恵まれ、参加者は汗を拭いながら、高所の枝打ちを日頃の業務の延長のように安全ベルトを装着し、一本ハシゴに乗り黙々と作業を行い、計画地域の作業を予定時間内に終了した。

○埼玉県生コンクリート工業組合

早期交通開放型コンクリート舗装

1DAY PAVE 施工見学会 (狭山 SS)

1DAY PAVE(ワンデイペイブ)の施工見学会については、「建産連ニュースNo.150」に「予告」を掲載させて頂きました。今回は、施工見学会当日の模様をお伝えいたします。



前日打設の施工状態を見学 (11/11)

埼玉県生コンクリート工業組合(根岸俊介理事長)は、11月11日に太平洋セメント(株)狭山SS(出荷基地)において早期交通開放型コンクリート舗装1DAY PAVE施工見学会を開催いたしました。1DAY PAVEは、コンクリート舗設後1日で交通開放を可能としたもので、生コン工場の汎用的材料を用い、しかもスランプも自由に設定が可能な早期交通開放型のコンクリート舗装です。

今回の施工規模およびコンクリートの仕様・結果は下表のとおりです。前日打設分にて1日経過したコンクリート舗装の仕上り状態を見学、当日打設

施工箇所	太平洋セメント㈱狭山 SS 構内舗装補修工事		
施工規模等	面積 181.5m ² / 打設量 36.3m ³ (版厚 20cm) / 簡易フィニッシャ使用 ポンブ打設 (ビストン式)		
コンクリートの仕様と結果	スランプフロー 40±5cm / 空気量 4.5% / 曲げ強度 (材齢 1 日) 3.5N/mm ² スランプフロー 42.0±40.5cm / 空気量 3.7% / 曲げ強度 (材齢 1 日) 4.37N/mm ²		
施工者	㈱ユーティケー	生コン工場	クマコン熊谷(株) 川越工場

で施工そのものを見学いただく計画をしておりました。当日は生憎の雨天となり、コンクリート打設は中止となりましたが、見学会場において、1DAY PAVEの概要説明および前日打設の施工動画を上映しての説明を行い、その後、前日打設箇所の状態を実際の舗装面に乗って見分していただきました。当日は雨天にもかかわらず、国土交通省関東地方整備局、埼玉県および各市、東京都、航空自衛隊、東日本高速道路、セメントおよび生コン業界から約140余名の方々に参加をいただき、熱心な質問も加わり、関心の深さをあらためて認識した次第です。



1DAY PAVEの施工状況 (11/10)

○一般社団法人 埼玉県電業協会

「建設マスター表彰式」について 株式会社積田電業社 伊藤 邦雄

今回建築工事に携わる者として最高の榮誉ある賞を頂き誠にありがとうございます。

業務として主に官庁関係の電気設備工事を担当しておりますが、色々な困難を乗り越え現場を完成させる喜びを糧として精進してきた中での今回の受賞は特別な喜びを感じております。私を成長させてくださった会社と諸先輩方へ感謝申し上げたいと思います。

「現場の安全」「現場は商品」お客様に安全・安心の設備をお渡しすることを目標に仕事に誇りを持ちこれまで続けてきたことが評価されたものかもしれません。今後は本やネットでは得られない、多くの経験で得た技能・技術、何より「現場の二才

イ」を仲間に伝えていければと考えております。



女性からの一言

桃木 英恵 (ももき はなえ)

吾妻工業株式会社

社会人になってから 4 年経ちました、吾妻工業株式会社工事部に所属する桃木と申します。

私は大学から建築について学び、その後運動などで体を動かすことが好きだった為、現在の“現場監督”という立場を選びました。



この業界は最近では女性の監督や職人も増えてきましたが、まだ男性がメインとなっています。その為に力仕事など、できないことや大変なこともあります。ですが反対に女性だからこそ求められる場合もあり、色々な提案や細かいチェックなどうまくできるとうれしくなります。

現在の目標は早く一人前になることです。その為、これからより多くの現場で様々なことを学び、経験し、色々なことに対応できるように頑張りたいと思います。

編集後記



明けましておめでとうございます。

昨年は、広報委員長としてお世話になり、さらに、叙勲の栄誉も賜り、私にとっては記念に残る1年となりました。皆様に感謝と御礼を申し上げます。

建産連ニュースは、昨年から担い手確保・育成関係の内容を拡充し、より多くの方々にお届けいたしました。今年も皆様に幅広くタイムリーな情報をお届けし、地域の安全・安心を守る建設産業の振興や発展に寄与できるよう、より一層努力してまいります。

今年もよろしくお願ひいたします。

広報委員長

第38回「埼玉の建設産業」ポスター・絵画コンクール展が昨年末に開催されました。

私も主催者の立場としてコンクールの表彰式に参加をし、夢のある建築の未来像や建設現場の様子を絵画として展示されたものを拝見し、純粋なその発想力や表現に感銘いたしました。

少子・高齢化社会加速の中、人材確保・育成の観点からも、地道ではありますが地元建設業の社会的使命の一つとして、これらの作品を広く広報し継続する事の重要性を感じました。

広報副委員長

建産連ニュース第151号

平成29年1月20日発行

発行 一般社団法人埼玉県建設産業団体連合会

企画・編集 広報委員会

〒336-8515 さいたま市南区鹿手袋4-1-7

TEL: 048-866-4301

FAX: 048-866-9111

URL: <http://www.sfcc.or.jp>

一般社団法人 埼玉県建設産業団体連合会 会員名簿（順不同）

〒336-8515 さいたま市南区鹿手袋4-1-7建産連会館1階
 一般社団法人 埼玉県建設産業団体連合会
 会長 古郡 一成

電話 048-866-4301
 FAX 048-866-9111
 URL <http://www.sfcc.or.jp/>

(平成28年 6月24日現在)

構成団体名	代表者	〒	所在地	電話番号	FAX
一般社団法人 埼玉県建設業協会	会長 星野 博之	336-0031	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	048(861)5111	048(861)5376
一般社団法人 埼玉県電業協会	会長 岡村 一巳	〃	〃	048(864)0385	048(864)0327
一般社団法人 埼玉県造園業協会	会長 北田 功	〃	〃	048(864)6921	048(861)9641
東日本建設業保証株式会社埼玉支店	支店長 勝又 義人	330-0063	さいたま市浦和区高砂4-3-15 K・Sビル5階	048(861)8885	0120(027)336
埼玉県電気工事工業組合	理事長 沼尻 芳治	331-0813	さいたま市北区植竹町1-820-6埼玉電気会館2階	048(663)0242	048(663)0298
一般社団法人 埼玉県空調衛生設備協会	会長 大原 萬彌	338-0002	さいたま市中央区下落合4-8-10	048(855)4111	048(853)0676
一般社団法人 日本塗装工業会埼玉県支部	支部長 松尾 康司	336-0031	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	048(866)4381	048(866)4382
埼玉県型枠工事業協会	会長 白戸 修	〃	〃	048(862)9258	048(862)9275
一般社団法人 埼玉建築士会	会長 江口 満志	〃	〃	048(861)8221	048(864)8706
一般社団法人 埼玉県建築士事務所協会	会長 栗田 政明	〃	〃	048(864)9313	048(864)9381
一般社団法人 埼玉建築設計監理協会	会長 田中 芳樹	〃	〃	048(861)2304	048(863)2495
一般社団法人 埼玉県測量設計業協会	会長 細沼 英一	〃	〃	048(866)1773	048(864)3055
建設業労働災害防止協会埼玉県支部	支部長 島村 健	〃	〃	048(862)2542	048(862)9764
埼玉県コンクリート製品協同組合	理事長 森繁 和哲	362-0014	上尾市本町1-5-20	048(773)8171	048(773)8175
埼玉県下水道施設維持管理協会	会長 澤田 正彦	330-0856	さいたま市大宮区三橋2-402 株式会社トーニチ内	048(644)7417	048(644)7418
一般財団法人 埼玉県建築安全協会	理事長 高岡 敏夫	336-0031	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	048(865)0391	048(845)6720
埼玉県総合建設業協同組合	理事長 島田 松夫	〃	〃	048(864)2811	048(864)2812
埼玉県建設業健康保険組合	理事長 星野 博之	〃	〃	048(864)9731	048(838)9490
埼玉県建設業厚生年金基金	理事長 古郡 一成	〃	〃	048(866)4331	048(866)4322
埼玉県地質調査業協会	会長 越智 勝行	〃	〃	048(862)8221	048(866)6067
埼玉県生コンクリート工業組合	理事長 根岸 俊介	336-0017	さいたま市南区南浦和3-17-5	048(882)7993	048(883)3500
一般社団法人 埼玉県設備設計事務所協会	会長 金子 和巳	330-0063	さいたま市浦和区高砂3-10-4	048(864)1429	048(866)5385
埼玉アスファルト合材協会	理事長 島村 健	336-0031	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	048(838)5636	048(816)9415

賛助会員

さいたま市建設業協会	会長 斎藤 恵介	336-0031	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	048(863)3203	048(863)1794
特定非営利活動法人 埼玉県建設発生土リサイクル協会	理事長 戸高 康之	336-0031	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	048(839)2900	048(839)2901

埼玉建産連研修センター

研修・会議にご利用ください



[所 在 地]さいたま市南区鹿手袋4-1-7

[電 話]048-861-4311

[ホーム ページ]<http://www.sfcc.or.jp/>

[E - M A I L]k-center@sfcc.or.jp

[会 館 時 間]午前9時～午後5時(月～金)

※どなたでもご利用いただけます

武蔵浦和駅東口から花と緑の散歩道(遊歩道)を歩き、約10分で到着します。

埼玉建産連研修センター簡易料金表

会議室名称		料金区分		午前	午後	全日
		最大収容人員		9:00～12:00	13:00～17:00	9:00～17:00
3階	多目的 大ホール	椅子席のみ 机席 (2人掛)	390人 270人 (180人)			
2階	200会議室	机席 3人掛	150人	¥28,000	¥35,000	¥45,000
	201会議室	机席 3人掛	90人	¥15,500	¥17,500	¥23,000
	202会議室	机席 3人掛	45人	¥8,000	¥9,000	¥12,500
	203会議室	コの字 3人掛	15人	¥4,000	¥4,500	¥6,000
1階	101会議室	机席 3人掛	100人	¥17,500	¥19,500	¥25,500
	102会議室	コの字 3人掛	15人	¥3,500	¥4,000	¥5,500
	103会議室	口の字 固定	24人	¥11,000	¥12,500	¥16,000

『建産連ニュース』データ版ご利用の際のご注意

建産連ニュースのデータ版については、以下の事項をご了解の上、ご利用いただきま
すようお願い申し上げます。また、当ファイルを閲覧・ダウンロードされる際には、こ
の条項にご了解いただいたものとみなします。

(1) 著作権について

『建産連ニュース』の著作権は、一般社団法人埼玉県建設産業団体連合会に帰属し
ます。無断での転用・転載を禁じます。

(2) 免責事項

『建産連ニュース』内掲載の記事・広告は、発行当時のものであり、現在の状況
とは差違が生じている部分がございますので、ご注意ください。

なお、記載内容に関連し、ご利用者の故意・錯誤により生じたいかなる損害につ
いても、一切の責任を負いかねます。

(3) 配布について

この『建産連ニュース』データ版は、無料で配布しておりますが、著作権者の許可
無くしての二次利用・再配布を禁止いたします。

なお、本ページは著作者情報となります。このページを削除することを禁じます。

(4) お問い合わせ

その他、記事内容・ご利用方法について、疑問・質問等がございましたら、下記
の当連合会事務局までお問い合わせください。

○お問い合わせ

一般社団法人埼玉県建設産業団体連合会
事務局

電話 048-866-4301

E-mail somu@sfcc.or.jp

URL <http://www.sfcc.or.jp/>

平成24年4月